

平成25年第2回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成25年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小園江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

17番 上野 登 君

出席説明者

市長 山口 伸樹 君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

議事日程第3号

平成25年6月12日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時01分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。本日の欠席議員は、17番上野 登君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりです。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番石田安夫君、6番鹿志村清一君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

12番西山 猛君の発言を許可いたします。西山君。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。通告に従い一般質問を行いたいと思います。わかりやすい答弁でお願いしたいと思います。

大きく三つに分けました。

一つ、スポーツ振興と健康増進についてということで、3項目、スポーツ振興に対する市の取り組みについてお伺いいたします。

2番目に、健康増進のために市が行う施策とは何かお伺いいたします。

そして、この2点をトータルいたしまして、スポーツ振興と健康増進の関係及びその効果についてお伺いいたします。

そして、また、3番目については、限られた質問回数ということで、1、2の答弁に基

づきまして3番目の質問をしたいと思ったんですが、答弁の前に、地元の地域のゴルフ場問題を取り上げたいと、こう思っております。したがって、地元のゴルフ場について二、三伺いたします。

一つは、笠間市に所在地、住所、これがあるゴルフ場は何場あるのか。そして、笠間市に一部土地がかかる、あるいは隣接というような内容で結構ですけれども、都合何場あるのか。その点、この3番目の質問の中に盛り込みたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それから、2番目、ポートピア岩間の環境整備協力費について伺いたいと思います。

本協力費設立の趣旨と目的とは何か伺いたします。

2番目に、協力費の収入、この内訳と推移、オープン当時から現在に至るまで、現在ということは24年度までの収入をお伺いたします。その推移もお伺いたします。

3番目に、協力費によって得られた成果、わかりやすく言えば、まちづくりのどの部分に寄与しているかということをお伺いたします。この点につきましては、別途、これとは別に環境整備基金ということで、たしか教育関係だったかと思うんですが、別に協力金が出ていると、このように理解しておりますが、その辺の確認と内訳をお願いしたいと思います。

そして、3番目なんですが、懸案であります畜産試験場跡地、そして、そのまちづくりということでお尋ねいたします。

同跡地の取り扱いについて、現在までのすべての情報を開示していただきたい、これは旧友部時代にさかのぼってであると思います。そして、また、市長は県会議員を歴任しておりますので、県とのかかわり等も含めてご答弁願いたいと思います。

そして、今後の考え方とまちづくりの必要性及び重要性について伺いたします。これは、これからの新しい地域、笠間というものを未来に向けて発信したときに、やはり地方にあっても都市型のまちづくりが必要不可欠であろうかと思っております。その点につきましては、もう既に駅周辺整備ということで、岩間駅、友部駅、稲田駅ということで活性化プランが提示されておまして、また、実行されようとしております。そういう中で笠間市全体を見たときに畜産試験場跡地の重要性、このまちづくりについての重要性、この考え方をお伺いたしたいと思っております。

畜産試験場跡地につきましては、去る5月21日の全員協議会において、市長あいさつ資料(1)ということで出されました。これ議員の皆さんも当然わかっているかと思うんですが、ここに既に多目的広場、調整池などという項目できっちり図面化されております。私は、この市長あいさつの中ですから、当然、細部にわたって担当部署でそれぞれの専門家がそれなりの説明をすると思っております。しかし、いろいろな情報やうわさが錯綜する中で、畜産試験場跡地どうなるんだろうとみんな市民は思っていると思うんです。当然、議会には、優先的に、まちづくりの一端として畜産試験場跡地の利用、県と市が連携

した中で同じ方向を向いて温度差のないまちづくりのために努力すべきだろうと私は思っております。何か県の報告が、市長を介して、こんなふうになるよって私は受けとめたんですが、いかがでしょうか。その点は、市長の答弁もいただきたいと思うんですが、畜産試験場跡地、随分いろいろな情報がありましたけれども、大きい方向性が出ていないまま、現在、多目的広場兼調整池ということで決定したやに報告を受けております。じゃ、一体何ができるんだらうと、こうなると思うんですが、その点、今までの畜産試験場跡地の経緯、経過も含めて、今後の展望をお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問、終わります。

○議長（小藺江一三君） 場内が蒸しておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

答弁を求めます。教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 初めに、スポーツ振興に対する市の取り組みについてのご質問でございますけれども、笠間市では、平成20年度から平成29年度までの10年間のスポーツ振興のあり方を位置づけました笠間市スポーツ振興計画を策定しております。計画では、幼児期、青少年期、壮年期、高齢期と、年代ごとの施設方針やスポーツ関連団体の役割、指導体制などについて示しており、本計画をもとにスポーツ振興に対する施策を展開いたしております。

具体的な事業としましては、小学生や親子によるスナッグゴルフ大会、技術力に応じた水泳大会、年代や性別などの部門を設けたマラソン大会、県内中学生による駅伝大会、家族や友人と気軽に参加可能なウォークラリー大会などの事業を開催しております。さらに、市民約4,000名が会員として登録する体育協会と、団員約900名、指導者約250名が登録するスポーツ少年団など、市民と行政の役割分担を図りながら、効果的なスポーツ振興の推進に努めているところでございます。

そのほか、市及び体育協会では、笠間市を代表して全国大会等の競技会に出場する個人及び団体等に対しまして、奨励金や表彰状を交付する制度なども設けております。

また、市民がスポーツ活動を行う上で大きな役割を果たす場所としまして、総合公園を初めとする野外施設が11カ所、市民体育館などの屋内施設が5カ所ございます。これらの施設につきましては、市民が安全で安心な活動ができるよう、今後とも適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、市民体育館に関しましては、災害復旧等耐震改修工事のため2年間閉館してまいりましたが、ことし4月にリニューアルオープンをいたしております。

次に、3点目のスポーツの振興と健康増進の関係と効果についてのご質問でございますけれども、スポーツは身体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるだけではなくて、爽快感、達成感、団体感などをもたらし、さらには、体力の向上や生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持、増進に資するものであると考えております。スポーツと健

健康増進の関係及び効果については、文部科学省や厚生労働省などでの調査研究を行っており、次のようなことからスポーツを推奨しております。

幼児期、青少年期において、スポーツは心身の健全な発育のために重要であり、身体活動を通じて社会性の発達が期待できる。壮年期においては、個人のライフスタイルに合わせたスポーツを選択し、継続的に実施することにより、健康の保持、増進、疾病の予防、改善、ストレス対策などが期待できる。高齢期においては、日常生活が非活動的な状況に陥ることのないようにするため、スポーツを通して生きる意欲や意思につながる生きがいとなるように推進することが重要であり、無理のない体操、ウォーキング、軽スポーツなどの運動を継続することにより、障害の発生を予防し、健康な身体機能を維持させることが期待できるなどとされております。

なお、議員お尋ねのゴルフ場の関係でございます。市内に所在地がありますゴルフ場、あるいは近隣を含めて何場あるのかというご質問でございます。まず、笠間市内に住所を置くゴルフ場は9場ございます。隣接、そうですね、水戸周辺等も含めると隣接ゴルフ場は4場ありまして、これらを合わせますと笠間市並びに笠間市周辺では13場のゴルフ場があるということでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

健康増進のために市が行う施策についてのご質問でございますが、笠間市では、市民が生涯にわたり健康で元気に安心して暮らせる地域社会を実現するために、その行動指針としまして笠間市健康づくり計画を平成24年3月に作成したところでございます。計画では、みんなが元気に健康笠間を理念に掲げ、三つの基本目標を示しております。

基本目標の一つ目は、健康都市づくり市民運動の促進でございます。これは、健康都市づくりの理念や健康に関する適正な情報の提供と市民の自主グループや団体への支援と連携を促進し、健康づくりのリーダー、つまりヘルスリーダーを育成するものを目標としております。施策としましては、健康都市講座の推進、健康都市づくり運動の連携と交流の促進、ヘルスリーダーの活動促進でございます。

基本目標の二つ目の保健、医療の充実でございますが、これはすべての市民が乳幼児から高齢期まで心身ともに生き生きと生活できるようにするとともに、健康で快適な生活習慣を身につけてもらうことを目標としております。施策としましては、保健事業の充実、安心できる医療の確保でございます。

基本目標の三つ目は、食育の推進でございます。これは、3食きちんと食べる、食材の味を楽しめる味覚を育てる、生活習慣病予防の食生活を設定して地域ぐるみの食育を推進することを目標としております。施策としましては、栄養、食生活の充実、学校、保育所

等における食育、地域の食育、食文化を築いていくこととさせていただきます。

また、スポーツ振興と健康促進という面からでございますが、基本目標2の保健事業等の充実という施策の中に運動という項目がありまして、運動習慣を持つ人や歩くことを心がける人の割合を全年代で向上させること、また、スポーツサークルやスポーツ大会、教室及びスポーツ少年団活動の参加をふやすことなどを目標に掲げております。そして、健康づくりに向けた市民運動の習慣づくりを支援促進するために、競技スポーツを含むスポーツ振興も重要な施策と考えております。

ことしは、これらの一環として、NHK夏期巡回テレビ・ラジオ体操、健康づくり市民大会の2013を8月に同時開催することで、自分の健康に対して興味を持てるような意識啓発を行う大会とする計画で進めておるところでございます。

今後市民には健康で元気に安心して暮らせる地域社会を実現するため、自分に合った心と体の健康づくりを実践してもらうことをサポートしながら、行政はもとより、地域社会、民間企業内におけるそれぞれの取り組みと幅広い連携が必要であり、健康都市かさま宣言をもとに各分野における活動の推進とネットワークの構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

私からは、ボートピア岩間の環境整備協力費について、また、畜産試験場のまちづくりについてお答え申し上げます。

ボートピア岩間の環境整備協力費の趣旨と目的につきましては、平成14年9月22日に締結された協定書には明記されておりませんが、企業団の地域貢献の一環として交付されているものと認識しております。その収入の内訳につきましては、平成16年にボートピア岩間が開場されてから売り上げの1%に相当する金額を交付されておりましたが、平成22年9月に急激な売り上げの減少に伴いまして浜名湖競艇企業団より減額の申し出があり、協議の結果、平成23年度から年間売り上げが70億円未満の場合は、浜名湖企業団レース分は1%、他場レース分は0.7%に相当する金額を交付することとなりました。その推移につきましては、16年度6,138万3,031円、17年度8,900万3,840円、18年度1億581万1,496円、19年度1億19万5,253円、20年度8,296万501円、21年度8,029万7,608円、22年度6,196万5,572円、23年度4,877万1,282円、24年度4,886万710円、合計6億7,924万9,293円となっております。環境整備協力費によって得られた成果につきましては、協定書が締結された当初から、この環境整備協力費は一般財源としており、特に用途は定めず、まちづくりの貴重な財源として活用させていただいております。

それから、近未来ワールドからの協力費及び教育関係費の寄附についてどういうふうになっているのかというようなこととさせていただきますが、合併前の平成17年11月24日に近未来ワ

ールドと岩間町において教育寄附を除く環境整備に対する寄附について再度協定が行われ、期限を平成18年3月18日、要するに合併前ということになりますけれども、協定は、その時点で切れております。その後について、新市において新たに協議の上、協定を結ぶものとしておりましたが、合併後、協議を行った結果、合意に至っておりません。教育関係費の寄附につきましては、0.02%でございますが、新市に引き継がれております。平成21年度から売り上げの激減したことから休止の申し入れがあり、その後、現在まで寄附は見合わせている状況であります。参考までに、17年度120万円、18年度180万円、19年度200万円、20年度200万円、これはすべて相当品——物品等の納入が市を通じて近未来から各学校等に寄附があったということでございます。21年度からは見送ってございます。

続きまして、畜産試験場跡地とまちづくりの必要性についてでございますが、まず、同跡地の取り扱いについて現在までのすべての情報を開示していただきたいとありますが、平成4年に茨城県畜産試験場が石岡市に移転決定されてから、合併前に、住民意識調査の実施や大学、住宅、スポーツ、文化施設等の設置を県に対して要望してきたところでございます。県と市で畜産試験場跡地利用検討会において、地域振興の観点から利活用方法について地元の意見を十分参酌し検討するという考えのもと、さまざまな検討をしてまいりました。合併後の利活用について、ゼネコンや不動産会社などと協議を重ねるとともに、学校法人、医療法人の進出意向調査などを行ってまいりました。また、跡地の持つ高いポテンシャルを市内外に発信することを目的として、平成22年7月に、緑の広場の暫定利用を図ってまいりました。そのような中、県議会において早稲田大学医学部誘致に関する決議がされたところでございます。

ただいま申し上げましたとおり、長年にわたり当該地の利活用を検討してきた中で、多額の費用を要する雨水排水処理施設の整備が常に課題となり、利活用の協議が進まない状況にありました。そこで、平成23年度に県と協議により、当該地の利活用の具体的な検討を進める前段整理として、跡地の周辺部の排水不良箇所の調査を含めて雨水排水処理基礎調査を県と市が2分の1ずつ負担し、実施してまいりました。その調査結果を受け、新市町村づくり支援事業を活用し、雨水排水処理施設の整備を実施し、市にとって最大の効果といえる本格的な利活用策を推進することが可能となることから申請をしたところでございます。平成24年度に新市町村づくり支援事業の承認をいただき、県において雨水排水処理施設整備事業として実施することになり、大沢地内の排水不良箇所の整備、雨水排水管の設置箇所、多目的広場兼調整池及び流末排水の整備について実施設計に着手いたしました。さらには、本年5月に、県企画部長に対しまして、雨水排水施設整備事業に係る予算の確保と着実な実施及び跡地の早期の利活用を図れるよう要望してきたところでございます。これらの動きにつきましては、逐次、全員協議会や通知などにより議員の皆様方にお知らせをしてきたところでございます。

なお、現在、県におきまして実施設計を精査中であり、多目的広場兼調整池の残土処理

の方法やスケジュールなど内容が示され次第、地域の住民を初め、議員の皆様、関係者に対し説明してまいりたいと考えております。

次に、今後の考え方とまちづくりの必要性及び重要性についてでございますが、同跡地は、友部駅前市の市街地や旭町の市街地と近く、また、友部駅や友部インターチェンジからもアクセスがよく、今後の魅力あるまちづくりを進める上で重要なエリアであると認識しており、茨城県においても跡地の利活用方針の策定に向けて市と十分に協議を進めていきたいという考えでございます。雨水排水施設整備後の畜産試験場跡地が早い段階で地域経済に貢献できる利活用が図れるよう、企業誘致を含め、今まで以上、県と市が一体となって協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど全員協議会での市長のあいさつの中で、調整池の計画等があるのではないかとこのようなことではございますが、あくまでもこれは、現在、県と市で協議をして、今現在、設計について精査中ではございますので、こういうものができ上がり次第、公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをしたいと思います。

畜産試験場の件につきましては、基本的な流れについては、今、公室長の方から説明されたとおりでございまして、私の考えとして畜産試験場の利活用というのは、笠間市にとって、また合併前の友部町時代から大変大きな課題であったわけではございます。それは、まちの中央部に国有地も含めると38ヘクタールの土地が所在する、さらには、駅からの距離、インターチェンジから、今、道路を整備しておりますが、それらのアクセス等が近い距離にあるということで、非常に立地条件がいいということでございまして、それらの利活用がまちに与えるインパクト、そういうものは非常に大きなものがあるというふうにだれもが認識をしておったのではないかと思いますし、私ども市も合併後、それらの利活用をどのようにするかということで県といろいろ協議を進めてきた経緯でございます。

利活用するにも何にも、とにかくあそこは雨水が、今、地下浸透になっているような状況でございますし、利活用する上では排水整備が一番大きな課題となっておったわけではございまして、排水整備が、本来県有地でございますので、県の方でやるべきものが本来は筋論かなということでございましたが、市の方も周辺の排水整備も含めて対応するというところで県と調査をしながら今の合併のいわゆる支援事業、10億円事業で整備を進めているところでございます。

多目的グラウンドにつきましては、当然あの38ヘクタール近いプラスアルファの周辺部分も含めた排水整備を行いますので、それに伴って調整池が当然必要になってくるわけではございます。調整池も一定規模以上の大きな調整池が必要だということで、調整池をもう

少し有効活用できないかということで、ふだんは調整池で水がたまっているわけではございませんので、しからば多目的な利用がグラウンドとしてできるんじゃないかというようなことを県との話し合いの中で県の方からもございまして、私どもとしても、ぜひそういう利活用ができれば地域のためにも非常に有効なんではないかなということで、現在、話を進めておるところでございまして、詳細設計については、まだ決定していないというような状況でございます。

以上でございます。

○12番（西山 猛君） 2の（3）の答弁がない。

○議長（小藺江一三君） 2の（3）、公室長だろう、これ。協力費によって得られた成果、公室長。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 先ほどの答弁の中で、これの財源については一般財源ということで、特に特定財源でございませぬので、どこにどのように使ったかというのは出てきませぬ。そういう中で、相当大きな金額でしたので、当然ながら学校の耐震化とか道路整備とか、そういうハード事業とか、また福祉の事業に充当されているということでございまして、有効にまちづくりに活用されてきたと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 前後します、申しわけありません。

ボートピア岩間のお金が一般会計に入ってしまうんでわからないという言いつつ、教育施設の耐震化や福祉の事業に費やされたという公室長の答弁なんです、私が言っているのは、ボートピアという施設が誕生した、事業団が運営しているんでしょうけれども、いろいろな約束事、これがつまり地域とのかかわりだと思うんです。最終的に、法律存疑も含めて、協力金などの廃止や休止ということで決定したと思うんです。それと、売り上げが激減したから1%が0.7%になったということであろうかと思うんですが、実際この問題は、私も地元の地域の一員として、いろいろな方々とかかわりながら見てまいりましたが、やはりここまで来るまでにはいろいろな問題があったと思うんです。そういう中で、やはりつくってよかった、できてよかったというのが、やはり何かの部分で見えてくるべき問題だと思うんです。当然これだけの事業をやるんですから、賛成反対いろいろな意見があるかと思ひます。

そういう中で、まちづくりに多大なる貢献をしている結果となったボートピア岩間について新市に引き継がれた、その中で、市長という立場の中で一定の判断のもと事業主の方に歩み寄った形かと思うんです。21年が最後と言っていましたか、21年度で休止ということですが、そういう問題も含めて、デリケートな問題ではあるかと思うんですが、私は、6億7,000余の別なもの、別な収入があったわけですから、これに対する、やはり地域に対

する見えるもの、見える執行というものを私は十分配慮すべきではなかったかなと思っております。当然これからでも遅くはないかと思うんです。これは一方で、今、駅周辺整備のお話がありますが、岩間駅舎につきましては新しくなった、そして、東口ができた、東側の開発が進んでいるという中で、どうでしょうか、合併しなかったら駅舎はできなかったでしょうか、合併しなかったら東口の開発はできなかったでしょうか。私は、そこに、このポートピア岩間の問題をリンクさせて質問したいと思います。

つまり、小さい町でした、1市2町の中で。1万6,000余の人口の中で小さい町でありましたが、工業団地、あるいはこういうポートピアのようなもの、あるいは愛宕山のような自然、こういう財産を持っていながら粛々とまじめにまちづくりをやってきたと私はかわる一員として自負しております。そういう中で見えるものというのが、私は、市民に対する、当時の岩間町民に対する礼儀、先ほど市長が筋と言いましたが、まさに筋であろうかと思えます。それを今、公室長は、耐震化や教育、福祉の方に、当たり障りのないところに、一般会計に入っちゃったから、お金に名前が書いていないから、教育や福祉の方に言っておけば間違いないだろうと、こういうふうに答弁したかに思うんですが、一般会計に入っちゃったんだから、わからないんです。それこそ地域性も何も全然わかりません、これが本当の答えです。だから、市民から負託を受けた我々議会議員というのが、議会制民主主義にのっとって、一体どうなっているんですかというのを質問するわけです。そのときに、公室長、担当部長として、担当課として、きちっと答えていただきたいと思うんです。その答えは、本当は、私は、一般会計に入っちゃっているんで言いようがないんですというのが本当の答えだと思えます。違いますか、私は、そう思いますけれども。

だから、そういうことも含めて、これは多分これからの課題になろうかと思うんですが、今、運営がどんなふうにか経済の流れの中で変わっているかと思うんですが、そういう部分も含めて公営的なこういう施設をもっと地域の発展のために十分利活用していただきたい。そして、そこに至るまでに影にひなたになり協力してくれた地権者や関係者、いろいろな方々に目に見えるやっぱりまちづくりの一端として、これから結果を出すべき時期に来ているのではないかなと思っております。いかがでしょうか、その点、もう一度、質問したいと思います。

それから、畜産試験場跡地につきまして再質問させていただきます。

まず、この事業は県ですか市の事業ですかお尋ねいたします。予算はどちらから出るんですか、県ですか市ですかお尋ねいたします。これだけの雨水排水の処理を先行的にやって整備をして、そして、その後に本丸、これをこうしたいという何か目的が明確にあるのか、あるいはとにかくやっておこうと、やっておくべきだということなのか、その辺のところを明確に、これから先の計画があるのかないのか。もしこれからの何か支障があるとなれば、それは答弁しなくても結構です。できませんという答弁をいただければ結構です。もう一度お尋ねいたします。これは県のものですか、県の事業ですか、それとも市の事業

ですか。前の調査は市でやったということで私は理解しておりますが、お尋ねいたします。

それから、緑の広場というお話も出ましたが、緑の広場、22年度から、たしか私の記憶では県から無償で借りている場所であると、整備をして笠間市が使っていると。無償です、無償というのはゼロ。しかし、管理運営、これは市がやっているかと思います。ずばり年間どのぐらい管理費、整備費かかっているのか、答弁をお願いいたします。

また、戻りまして、ごめんなさい。スポーツ振興と健康増進について、教育次長の答弁が、大体9割、私が思っていることかなと思ひまして再質問させていただきます。

まず、ゴルフ場につきまして、笠間市に所在するものが9場、関連するところは4場、計13場。例えばここを中心に考えたときに、ドーナツみたくゴルフ場に取り囲まれているという環境、恵まれた環境にあるかと思ひます。そして、幼児期から一定の年齢に至るまで幅広い人口というか層が、このゴルフという一つのテーマに向かってスポーツができるということで、実はきのうたまたま、これはたまたまなんですが、96歳のプロゴルファー、テレビに出ていまして、96歳なんです。現役プロゴルファーです。内田さんという人なんですけれども、プロ。どうでしょうか、96歳でしたら、ひ孫と一緒にゴルフできるんじゃないですか。今、お孫さんとゴルフやっている人、多分おります。こんなすばらしいスポーツないと思ひます。そして、いいですか、東京都内に住んでいて、孫とできるからといっても、なかなかおいそれとできない環境だと思うんです。だとすれば、この笠間市というところは恵まれ過ぎている、余りにも近いことでわからなかったことかなと思ひているんです。

これどういうことかといいますと、健康増進について、健康都市づくり宣言ということで、計画ということで、健康づくり計画という。いずれにしても、歩いたり、いろいろな体を動かすことから始めるんでしょうけれども、それよりも何よりも家の中にいちゃ健康にならないです。やっぱり表に出ること、そして、笑ったり、騒いだり、時には怒ったり、そんなことをして喜怒哀楽の中で人間社会を過ごしていった方が、それは健康に直結だと思うんです。確かにどこか痛いとかかゆいとかあるでしょう。私は、この際ですから、ゴルフ場がこれだけこの笠間市を取り巻く環境の中にあるわけですから、スポーツ振興と健康増進という観点から、そして、教育という観点から、このゴルフをもっと盛んにしてあげたらいかかかなと思ひます。

そこで、市長に提案したいと思ひます。もちろん政治的な配慮も含めてになると思うんですが、こういう恵まれた環境の中で、例えば笠間市民が地元のゴルフ場を利用しようとしたときに、何かを助成してくれるとか、何かを免除してくれるとか、こんなことができるか。当然ゴルフ場との連携、生まれてくるかと思ひます。少なくとも今9場のゴルフ場があるわけですから、その辺のところを地元生まれ育って県議会議員を経て笠間の市長になった山口市長に、ぜひとも地元のゴルフ場との関係の中で、健康増進のために、コミュニティのために、スポーツ振興のために、教育のために、協力してくれないかという

ことで、笠間市民は別枠のそういう扱いができないか。そして、ひいては健康増進につながって医療費の削減につながれば立派なまちづくりであろうかと思えます。そして、今、家族が崩壊しつつある中で子や孫とゴルフができるという喜び、こんなことを一定の年代の人たちが味わって、そして、孫に伝えること、子どもに教えること、いろいろなことをスポーツやコミュニティを通じてできればいいかなと私は思っております。それには、やはりこの恵まれた条件を一層活用すべき時期に来ているのかなと思っております。

地元のゴルフ人口はどのくらいあるかわかりませんが、60歳を過ぎてゴルフデビューした方、私の周りでも結構おります。当然健康です、これが一番。そして、やはり奥が深いスポーツですから、そして、また、1人ではなかなかできない、しかし1人のプレーであるという、おもしろい形態であるかなと思っております。そういう中で市長の考え、ゴルフ場とスポーツ、それから、教育、そして、健康、この連携、一体感がとれるかどうか、地元ゴルフ場の活性化になるかどうか、そんなことを含めて市長の判断をお聞きしたいと思います。

いずれにしても、心身を鍛えるために大変いろいろなスポーツ業界のことはあると思うんですが、メンタル面では本当にゴルフというのは大変厳しいものがあるということで、本当に教育にかかわってもらえれば、例えば地元の中学校にそういう部活動があったりとか、あるいは別にゴルフ場に行って何かの勉強、ゴルフの勉強してくる、それで向き不向きがあったりして、それでいいと思うんです。そんなことも経験できるのは、わずか本当に30分以内でかなりのゴルフ場があるというこの笠間しかないんです。笠間市の学校教育の中にゴルフというもの、ゴルフ場とのかかわり、こんなことができればいいと思います。例えば雪国ではスキーやスノーボードやっています、体育の授業です。違いますか、そうですね。だとすれば、ここでゴルフをやったっておかしくないんです。そういうことを行政が、笠間市が前面に立って連携をしていけるような、地元企業と市の関係を構築していただきたいと思っておりますので、その点は、市長、ご答弁願いたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私の方からは、ゴルフの振興についてご質問がございましたので、その点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ゴルフに限らずスポーツの振興というのは、健康維持、先ほど来お話にありますように、笠間市も健康都市づくりを進めている中でスポーツの振興を幅広く充実していくということは私も大変重要であるというふうに思っております。笠間は、旧岩間地区ですが、合気道生誕の地ということで、合気道といえば笠間というまでにはまだ至っておりませんが、そういうものの普及も必要だというふうに思っております。

ご質問のゴルフについてでございますが、ご承知のとおり笠間市に所在する9場、さらには隣接含めて4場、13場あるというのは県内でも最多でございます、ゴルフ利用税だ

けで年間2億3,000万円強の利用税が収入としても入ってきておるわけでございます。笠間には、そのほかでも、例えばこの6月にはプロのシニアのゴルフ大会がスターツゴルフで開催されます。さらには、宍戸ヒルズではツアー機構の大会が開催される予定でございますし、さらには、31年の茨城国体では笠間がいわゆるゴルフ場の少年の部の会場になっておりますし、ここ何年かの間では小中学生のゴルフに取り組む姿勢も数多くなってきました。その中から、ことしは中学生と笠間市出身の高校生が全日本のジュニアの大会にも出場するというので、ゴルフについては、ほかの地域よりもゴルフ場も多いですけれども、いろいろな大会が開催される地域なのかなというふうに思っております。

現在は、笠間市民がゆえの特別な待遇というのはございませんが、例えば小中学生については、ゴルフ場の利用料金が大幅に減額される制度で各ゴルフ場が取り組みをしていただいております。それと、75歳以上については、ゴルフ利用税の免除というような制度もございます。市として、こういうゴルフ場の喚起を行う、ゴルフを行う上での恵まれた中で何かできないかということになりますと、例えばですが、これはできるかできないかはわかりませんが、今後のゴルフ場との話し合いの中で、これ今、私が質問を受けて考えたことですので、それが市の施策として決まっているわけではございませんが、例えば笠間市の日なんかを設けて、その日には笠間市民がプレーするときには、少しこれは勝手な話ですが料金をサービスしてもらおうとか、そういう方法は考え方としては投げかけてみることはできるのではないかなというふうに思っております。1年の中で1日ということ、それが普及につながるかつながらないかは別の問題として、そういうことが可能なのかなということでございます。

以上です。

○議長（小菌江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 西山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、ボートピア岩間関連でございますが、岩間駅の周辺整備ができたのかできなかったのかというようなことでございますが、私の知っている限りは、合併前に岩間町で事業化を起こしましたけれども、断念をして事業を取り下げております。その後、合併後、笠間市として、この事業について再度申請をして採択を受けております。

それから、この資金を、財源を地域に見える形で使えないかというようなことでございますが、一般的に他の企業団が協定をしている内容を見ますと、ほとんどが一般財源で使われております。そういう中で、大変、このボートピア岩間も開設に当たっては、相当いろいろな諸問題があつて苦勞をされたかと思ひます。そうでありましても、この協力費については使途を決めずに、当初から一般財源というようなことで使わせていただいておりますので、今後とも同じように一般財源として活用してまいりたいと考えております。

それから、畜産試験場の関係でございますが、今の排水整備について、これはどこでやっているんだというようなことでございますが、確かに調査は県と市で半分ずつ分け合っ

て事業を行いました。今回の事業については、県の事業としてやっていただいております。すべて費用も県負担ということになっております。

それから、この整備が終わってから何か大きな土地利用とか、そういう計画があるのかというようなことをございますけれども、あくまでも私どもは地域経済に貢献できるような内容で利活用を図っていくというようなことで考えておまして、現時点では具体的な計画はございません。ただ、地域全体について大区画における土地利用を想定しております。今後のまちづくりの拠点となるというようなことで重要であるということの中で、用途を絞り込みせずに、多方面にわたって検討をしてみたいと考えております。

それから、緑の広場の管理費用でございますが、これについては、草刈りとかトイレのくみ取り、電気代、水道料代、合わせまして概算でございますけれども約200万円でございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長、ここで休憩をいただいて、大事な今答弁をいただいたんですが、これから質問するのに重要な部分なので5分だけいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） この質問事項の中の重要な部分。

○12番（西山 猛君） はい。

○議長（小藺江一三君） では、暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時01分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 大変な配慮をありがとうございます。

公室長、いいですか。私の認識では、まず現在の笠間市が誕生する前に、1市2町の協議会がだめになって2町の法定協議会が設置されました。これがだめだと、思うようにいかないと、温度差があつてだめだということで破談になった経緯があります、ご存じのように。結果として、1市2町ということで駆け込み合併ができたわけですが、その際に、当時の仲田町長が、とにかくスリムにしようじゃないかと、町自体をスリムにしようじゃないかということで、私は、駅周辺整備は保留、断念ではなくて保留、保留ということで認識しておりました。もし、その辺のところ断念して、合併したからできたんだという考えをお持ちならば、当然、新市に休止あるいは保留ということでしておいたものを、合併とともに、できるじゃないかということになるかと思うんです。

そこで、私が言いたいのは、合併しなかったらできなかったのかということを知りたい

んです。そうすると、例えば合併したから5年でできた、でも、実際は単独だったら、単自治体だったら7年でできたとか8年でできたとかということも含めて、当時はまちづくり交付金ということで国の財源だったんです。なおかつ合併しないところには交付税減らすぞというようにいゆるむちの部分があって、合併特例債使っていないよというあめの部分、その辺のところの混乱の中で、結果としては合併をせざるを得なかったというのは地方の実態かと思うんです。そこで、したとかしないとか、もうできて、これから満7歳です、満7歳。来年、市長選挙ですけれども、満7歳をこれ迎えたわけです。そういう中で、これからのことを考えてまちづくりをしていていただきたい、こう思って、あえてこのボートピアの環境整備協力金、申しわけないけれども、現在の笠間市長は当時の岩間の事情は――県議会議員の選挙区も違いますし、わからなかったこと多々あると思います。しかし、市長の人柄と政治手腕のもと、地元の方々と大変精通しているということ私も聞いております。立派だなと私は背中を見ている次第でございます。そういう中で、地元の事情を十二分に酌んでいただいて、ボートピア岩間環境整備協力費ということが減額はされましたが入っているということ踏まえまして、均衡とれた、バランスのとれたまちづくりに邁進していただきたいなという部分で、ボートピアの件をこれで閉めたいと思います。

それから、緑の広場の件なんですが、畜産試験場の問題ですが、年間約200万円、管理運営費にかかっているということです。幾つかのイベントはあろうかと思うんです、あそこは幾つかのイベント。緑の広場が暫定的に管理をしていくような状況であるとすれば、むしろこれだけの雨水排水処理の施設を進めているわけですから、整備を進めているわけですから、早急に、これから間口を広げていろいろなことを、いろいろな分野を取り込もうという考えじゃなくて、絞って、こちらから出向いて、そして、あの地域の利活用の部分で尽力していただきたいと、こう思います。最後になりますけれども、そこは200万円というのが、それが高いや安いかはともかくとしても、県とのかかわりというものをもっと密にさせていただいて、笠間市の発展の基本となるようなまちづくりをお願いしたいと思っております。

最後に、ゴルフ場の件ですが、市長、笠間市民の日というようなテーマを投げかけてくれましたが、そうすると、笠間市民の日が月1回ずつあるのかなというような、そうも、なかなかいかないんでしょう。例えば合併を記念して市民の日だとか、何かそんなふうなことを考えていらっしゃるのかなと思うんですが、今、利用税が75歳以上あれなんです、その辺のところの配慮、そのハードルを下げるとか、あるいは何らかの特別枠をお願いできればなと思いますが、最後に一言お願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えいたします。

まず、岩間の駅、橋上化のことを含めて断念したのか保留なのか、それはいずれにせよ、できているわけでございますので、私どもとしては駅周辺のプランをしっかりと立ち上げて活力ある地域づくりを行っていききたいなというふうに思っております。

それと、ポートピアの協力金につきましても、比較的状况をわかっていない方々も多いんで、そういう理解をしてもらうことも必要ではないかなというふうに思っております。

緑の広場といいますか畜産試験場の跡地につきましては、5月にも県の方といろいろ話し合いはやったんですが、私どもとしましては、合併の市町村支援事業、いわゆる10億円事業を入れまして、25、26で排水整備が終わるんで、終わった後に利活用がすぐ進むような取り組みを今の段階からしてもらいたいと、そういうお話をしております。今の時点で畜産試験場は県の広報媒体には何も載っておりません、工業団地にも位置づけされておられません、こういう土地が笠間市内にあるんだということが一切なされていないんです。ましてや企業が使いたいと見に来て、値段は幾らなんですかと、こういうのも決まっていないんで、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいということを今お願いしております。

ゴルフにつきましては、市議会の皆さんも筑西というか県西で優勝したぐらいの実力ですので皆さんも熱心だと思いますが、毎月というわけにはいきませんが、合併記念日のようなイメージで、今後、働きかけをしていきたいなと思っております。

以上です。

○12番（西山 猛君） ありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 以上で、西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時20分より再開いたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 先ほど西山議員の答弁について一部訂正をさせていただきたいと思っております。ゴルフ利用税の免除につきまして75歳と申し上げましたが、70歳以上についての免除ということでございます。大変失礼しました。

○議長（小藺江一三君） 次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。石松君。

○13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

まず、通告1問目の情報化政策についてでございますが、私は、ちょうど1年前の6月議会でも取り上げておりまして、その前の質問を含めますと今回で3回目となります。3度目の正直という言葉がございます。ご案内のとおり、物事が3度目に期待どおりの結果

になるという意味でございますが、公室長におかれましては、ぜひとも三度目の正直となるようなご答弁をいただけますよう冒頭をお願いを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

さて、前回の質問では、次期情報化基本政策に当たって大きく四つの観点が必要だと申し上げました。情報化政策は、単なる業務の電算化ではなく、業務全般の適正化と一体で進める必要があるという点、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の現状の把握と解消及び市民や企業の情報リテラシー、情報の活用能力の向上が必要という点、地元の企業育成、そして、経費節減の四つであります。そのときいただいたご答弁は、現在、課題や問題点の分析を行っているところで、近日中にワーキンググループを立ち上げて検討していく、あるいは、県のクラウド推進協議会に参加をしているから、その中で標準仕様書が策定されたり共同アウトソーシングしたりすることで経費節減を目指していきたいという、私にはいささか主体性の感じられない残念なものでございました。

しかし、一方では、新しい計画を策定するに当たっては行政経営という視点での業務全般の事務改善、いわゆる最適化を盛り込んでいきたいと考えているという公室長の言葉や、さきの3月定例会での情報政策については情報システムの最適化診断を行い、ICTを活用した行政事務の高度化、効率化を検証し、経費の削減と事務手続の簡略化や時間の短縮など、より一層のサービス向上に取り組んでまいりますという市長の施政方針演説をお聞きし、私の思いを少しは受けとめていただけたのかなと期待をしているところであります。

また、国会では、マイナンバー法が5月24日に成立をしております。政府は平成29年1月以降、国の機関同士の連携を開始し、その半年後の7月から自治体を含む団体同士の情報連携を一斉にスタートさせる意向を示しております。そのマイナンバー制度への対応をにらんで、中小規模の自治体の中には、自治体クラウドへの移行に着手したところもございます。そうした動きを見きわめながら、笠間市の次期情報化計画がどのような中身になるのか、今回は教育の情報化も含めて以下お伺いをいたします。

まず、次期情報化基本計画の策定状況についてであります。

庁内ワーキンググループによる課題や問題点の分析結果はどうだったのでしょうか、簡単にご説明をお願いします。

あわせて、今般成立したマイナンバー法の内容を含めて、自治体クラウドとマイナンバー制度に対する市の問題意識を教えてください。

ベンダーロックインについては、クラウド推進協議会における共同アウトソーシングや標準仕様書の作成によって解消される可能性がある旨の答弁を前回いただいておりますが、クラウド推進協議会では、この1年、何か進展があったのでしょうか、状況をお聞かせください。

3月19日に総務省の地域経営型包括支援クラウドモデル事業が採択され、事業費3億円が予算化をされております。全国で6団体しか採択されず、そのうち共同提案が3団体、

笠間市のように市単独事業での採択は3団体ですから、笠間市が応募し採択されたことは、私は本当にすごいことだと思っております。そこで、この事業の具体的な内容、スケジュール、組織体制について教えてください。

また、システムネットワーク最適化診断の事業との関係はどのようになるのかもご説明をお願いします。

次に、教育の情報化についてお尋ねをいたします。

文科省は、一昨年4月に教育の情報化ビジョンを取りまとめております。その中で21世紀にふさわしい学校教育を実現するとして、平成32年までに、デジタル教科書、デジタル教材へ移行すること、電子黒板をクラスに1台配備すること、学習者、児童生徒用の端末を1人1台配備することを成果目標としております。こうした環境が整備をされれば、時間や場所を選ばない、双方向性、容易にカスタマイズできるというICTの特性を生かした教育が可能となります。つまり、これまでの一斉指導だけでなく、子ども一人一人の能力や特性に応じた個別学習や子どもたち同士が教え合い学び合う共同学習ができるようになるということでもあります。文科省でも教育情報化に関する実証研究として学びのイノベーション事業が実施をされておりますが、笠間市の学校教育におけるICT活用の現状と課題について5点にわたってお伺いします。

1点目、笠間市教育情報化基本計画はどのような内容になっているのでしょうか。計画がないとすれば、教育委員会の教育情報化に関する問題意識をお聞かせください。

2点目は、電子黒板が導入されての成果と課題について、あわせて、先生方や児童生徒の情報リテラシーの向上に対する問題意識や具体的な取り組みについてお聞かせください。

3点は、校務支援システムは導入して3年以上が経過しておりますが、これまでの成果と課題についてご説明をください。

また、教育情報ネットワークと市の情報ネットワークは別になっているのでしょうか。別になっているのであれば、その理由と、岩間、友部、笠間の3カ所に拠点を設置している理由について、4点目にお答えをください。

5点目、この教育情報ネットワークも、今年度予算化されておりますシステムネットワーク最適化診断事業の対象となるのかどうかお答えをください。

通告3問目の消費税増税による市政への影響と対応の質問に移ります。

消費税が平成26年4月から8%、翌年の27年10月から10%へと段階的に引き上げられる見通しが濃くなってまいりました。私は消費税増税には反対の立場でございますが、残念ながら実行された場合、自治体としては、地方消費税分の収入がふえるだけでなく、増税に伴う支出増にも見舞われてしまいます。それは、医療や福祉、教育など、消費税増税分を市民に直接転嫁できない事業があるからであります。

先日、財政課に消費税が10%に増税されたことによる支出の増額を調べていただいたところ、市立病院会計が約1,000万円、保育所約270万円、小中学校及び幼稚園約3,700万円、

保健衛生費約1,600万円、社会福祉費約800万円でございます。増税後も同じ予算内容を維持するには、増税負担分を補てんしなければなりません。その際、私は、まず増税によって実質的な予算削減となる福祉、医療、教育の事業に補てんすべきかと考えます。あわせて、消費税増税によって市民生活は大変になるわけですから、笠間市も連動して市民負担を重くすることは極力避けるべきではないでしょうか。

そこで、消費税増税による支出増に対する市の認識と対応について伺います。

上下水道料金などの使用料、証明書発行などの手数料、それから、保育料など市民負担の引き上げは行うべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

また、病院は、社会保険診療報酬に消費税増税分を転嫁することができません。それまでの医薬品、診療材料、医療機器、施設費などの費用でかかった消費税分は、すべて病院が負担する控除外対象外消費税、いわゆる損税となってしまいます。診療報酬に消費税が課税されないことは、患者負担の軽減として私は大変いいことだと思っておりますが、損税を病院だけに強いることは、その経営を困難にさせてしまいます。

そこで伺います。市立病院のこれまでの消費税による損税の現状と、今後増税になった場合の予測はどれくらいになるのでしょうか。

同時に、消費税増税に当たっては、市立病院経営維持のために一般会計からの配慮が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 13番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

通告にあります情報化政策の（2）を除くことに関しては答弁させていただきたいと思っております。

まず、次期情報化基本計画の策定状況についてお答えいたします。

情報化基本計画については平成20年に策定されたものであり、平成24年度が計画の最終年度となっており、昨年度から次期計画の策定に向け全庁的に組織した専門部会で現状と課題を分析し、次期計画の基本的な考え方と推進施策を検討してきたところでございます。情報化基本計画の達成状況についてでございますが、情報通信基盤の整備や情報提供の充実等はおおむね達成されておりますが、情報通信基盤を活用したサービスの提供については課題があり、自己評価では全体として7割程度の達成状況と考えております。

なお、次期情報化基本計画については、情報化推進委員会で審議を行い、7月にパブリックコメントを実施し、議会に報告したいと考えております。

それでは、最初の質問である庁内ワーキンググループによる課題や問題点の分析結果はとのご質問にお答え申し上げます。

これまでの情報化政策では、光ファイバーなど情報通信基盤の整備、ホームページなど

情報を提供する仕組みづくり、情報セキュリティポリシーの策定など情報化を推進する環境の整備を中心に進めてまいりました。次期計画策定に向けての庁内ワーキングによる検討では、情報化を推進する環境をいかに有効活用するかが課題であるとし、電子サービスの利便性向上、情報通信基盤の利活用促進、緊急時の対策強化、費用対効果などの問題点などが挙げられました。

これらの課題解決に向けては、利用者の視点に立った行政サービスの見直し、行政運営の効率化、危機管理対策の強化などが必要と分析し、新計画では、行政サービスの利便性向上、行政運営の効率化、情報危機管理対策の強化、情報化推進のための環境整備を四つの基本目標に掲げ、安心安全で便利さを実感できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、自治体クラウド、マイナンバー制度に関する問題意識についてでございますが、現在進められているいばらき自治体クラウド共同アウトソーシング事業では、業務ごとにワーキングチームを組織して各業務システムのクラウド化や共同利用の検討を行っており、当市でも平成24年度に、戸籍、人事給与、財務会計、生活保護、統合型GISのワーキングチームに参画しております。

自治体クラウドは、複数の自治体が共通化されたアプリケーションを共同利用するものです。自治体クラウドの最大のメリットは、単独で運用するよりも割り勘効果が働きコスト削減につながることでございます。特に法改正によるシステム改修が発生した場合などは、単独運用では改修費全額を負担することになりますが、自治体クラウドによる共同運用であれば参加自治体での割り勘になります。デメリットとしては、共同運用により共通化されたアプリケーションを利用するため、従来の処理プロセスの変更が生じます。また、参加する自治体が少なかったり、参加自治体によるカスタマイズ経費がかさむなどして、思ったほど割り勘効果が期待できないことも考えられます。

また、マイナンバー制度は、国と地方自治体の情報システムが初めて本格的につながる大事業であり、国民一人一人に番号が割り振られ、これまで国や県市町村がそれぞれ管理してきた情報を関連づけ相互に利用できる仕組みでございます。年金、福祉、医療などの社会保障分野と税分野のほか、防災分野など、さまざまな分野での利用が可能になります。5月にマイナンバー法案が成立したことにより、2016年度からの運用が予定されており、これにより各種手続が大幅に簡素化され、市民の利便性が向上するとともに、行政事務の効率化も期待されています。当市としても、マイナンバーカードの独自利用領域を活用したコンビニや自動交付機での証明書交付など、マイナンバー制度が有効活用できるよう各制度間の情報連携を図っていきます。

しかし、個人情報電子データで一元管理するマイナンバー制度では、個人情報の流出などの危険性を指摘されております。加えて、最近では不正アクセスやサイバー攻撃などの事件も頻発に起こっておりますので、マイナンバー制度の運用にはセキュリティの強化が

最重要と考えます。今後も、人的、物的、両面からセキュリティの強化に取り組んでいきます。

次に、基幹系システムのベンダーロックインの解消についてでございますが、現在、当市基幹系システムは茨城計算センターのシステムを採用しております。現行の基幹系システムは合併時から採用しており、平成23年12月にデータセンターのアプリケーションやハードウェアを利用するクラウド形態へ移行し、順調に稼働しています。

基幹系システムに対する考え方でございますが、現在使用しているシステムは当市が独自に開発したものではなく、茨城県、千葉県を中心に多くの市町村が採用しているパッケージソフトでございます。地域に特化したものでありますが、他社のシステムでも運用は可能と思われれます。基幹系システムは住民記録をもとに、市税、国民健康保険、介護保険などの広範囲な行政サービスを運用するものであり、安定性、安全性、正確性が求められております。

また、現在の茨城計算センターの基幹系システムは、茨城県、千葉県を中心に56市町村で採用されており割り勘効果もございますので、当面は基幹業務を円滑に執行するため、現行の茨城計算センターの基幹系システムを継続して使用していきたいと考えております。

なお、電算システムの経済性については定期的な検証が必要と考えておりますので、今後、基幹系システムについても、いばらき自治体クラウドへの参加や他社のパッケージシステムも含めた検討を実施し、効率的な基幹系システムを構築していきたいと考えております。

次に、自治体クラウド推進事業との関係についてでございますが、県の自治体クラウド推進事業では、今年8月に県内44市町村による新しい統合型GISシステムが運用開始される予定となっております。また、基幹系システムについて、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、五霞町の4市町がワーキングチームで作成した標準仕様書をもとに協議会を設立し、基幹系システムの共同調達に向けて動き出しております。

当市としては、情報システムは単独で運用するよりも、多くの自治体と共同で運用した方が割り勘効果が働き効率的と考えております。したがって、県の自治体クラウド推進事業には積極的に参加していきたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたが、現在の茨城計算センターの基幹系システムは、茨城県、千葉県を中心に56市町村で採用されており、割り勘効果もございますので、県の自治体クラウド推進事業への参加については、現在、状況を見守っております。

今後の情報システム更新については、県の自治体クラウド推進事業への参加を含めた検討を行い、共同アウトソーシングの推進による業務の効率化と経費削減を図っていききたいと考えております。

次に、地域経営型包括支援クラウドモデル事業についてでございますが、地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業の具体的な実証事業内容は、笠間市が保有している介

護認定情報や介護居宅支援事業者と介護サービス事業者が保有している支援計画書、提供書情報を介護健診クラウド上の共有データベースに蓄積し、官民の各事業者及び要介護者とその家族が資格に応じて参照、入力することを計画しております。また、警察、消防、保健所などの地域包括ケアシステムの関係者間において、介護情報等、高齢者の基本情報の共有化を計画しております。さらに、医療機関、薬局が保有している投薬情報と国民健康保険加入者の健診情報を介護健診クラウド上の共有データベースに蓄積し、救急医療や消防の救急搬送業務におきまして対象者の情報を把握できるシステムの構築を計画しております。

スケジュールにつきましては、今月、総務省において今回の実証事業に選定された会津若松市ほか全国の5団体間の実証計画及び連携基盤プラットフォームの調整が終了次第、システムの構築に入り、12月に実証実験を開始し、3月にはその結果を総務省へ報告する予定となっております。

本事業の組織体制は、笠間市の情報統括責任者である副市長が開発実証の実施責任者となっております。庁内体制は、事業の担当課として高齢福祉課、保険年金課、健康増進課、市立病院、行政経営課において、事業の内容を検討し、企画政策課において、それらの調整をしております。

また、5月20日に地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業協議会を設立いたしました。協議会の会長に、医療介護情報の取り扱いの専門家である東京大学大学院情報学環の山本隆一准教授に就任をいただき、その他、介護事業者の代表や日本福祉介護情報学会の理事、茨城県情報政策課や茨城県立中央病院事務局長などに参加をいただき、計画の案の実証内容の規模の妥当性について協議をしていただいたところでございます。

次に、地域経営型包括支援クラウドモデル事業とシステムネットワーク適正化診断事業との関係でございますが、両事業とも本年度事業のため診断の対象とはなってございません。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 私の方からは、笠間市の教育情報化政策についてお答えをさせていただきます。

学校における教育の情報化につきましては、学習指導要領の改訂により情報教育や授業におけるICT活用など一層充実が図られており、これまで本市においても合併後、教育委員会と各学校間、教職員間を結ぶ教育情報ネットワークを県内自治体の中でもいち早く導入するなど積極的な対応を図り、学校のICT環境の充実、教育の情報化を進めるための教員の資質の向上に取り組んでまいりました。

笠間市では、教育情報化基本計画等は策定しておりませんが、教育情報化の推進

に当たっては、学習指導要領における教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導を初め、学校、教育委員会の具体的な取り組みの参考として、平成21年3月に教育の情報化に関する手引が文科省から公表されているところでございます。本市では、情報化の進展や国の動向を踏まえ、今後とも、この手引を基本として教育情報化を進めてまいりたいと考えておりますが、課題といたしましては、より使いやすいシステムやソフトの導入、それに対応した教職員の情報リテラシーのさらなる向上を図ることが重要になると考えております。

次に、電子黒板につきましては、平成21年度地域活性化経済危機対策臨時交付金によりまして、全小学校21校に1台ずつ配備しているところでございます。利活用につきましては、デジタル教科書の活用、実物や顕微鏡映像の投影、インターネットの動画表示、児童生徒の作品表示など幅広く利用されているところでございますが、ALTがこの電子黒板を使いまして外国語学習ソフト「Hi, friends!」を使用した授業を行っており、児童生徒から好評を得ている状況でございます。

電子黒板を利用することによりまして児童生徒が関心を持って授業に取り組んでいる、写真や動画を使用することにより学習内容がよりわかりやすくなっている、学習中の集中力が維持されている、外国語活動を楽しみにしている児童が多くなっているなどといった成果が出ている反面、本体に重量がございまして教室間を簡単に移動して利用することが容易ではないということ、電子黒板で利用できる充実したソフトの開発が待たれること、教職員の活用方法及び操作方法習得が必要なことなどといった点で課題が生じており、利活用については、これまで情報支援員の活用などによりまして学校内での研修を行ってまいりました。

情報リテラシーの向上についてでございます。教職員を対象とした講習会や研修会を開催するなど、全学校の代表者等による情報担当者会議を年に3回から5回開催しまして、ICT整備や情報リテラシー向上に向けての課題点や改善点について協議をしているところです。児童生徒については、パソコンの操作になれ親しみ、インターネットを利用するなど、ICT全般に関する知識や技術の取得と向上を目指すとともに、インターネット上でのさまざまなトラブルに巻き込まれないよう、情報社会で適切に活動するための考え方や行動ができるよう、情報モラル教育も実施しているところでございます。具体的には、小学生は、ローマ字入力ができまして、インターネットでの検索や学校のブログ更新ができる児童が見られ、中学生は、さらにパワーポイントでの資料作成などができるなど、情報リテラシーは着実に向上していると考えているところでございます。ただし、情報モラルの指導に関しましては、ICT分野の技術革新が目まぐるしく、常に新たな情報を取得し適切に対応していく努力が求められているところでございます。

続きまして、校務支援システムについてでございますけれども、教職員の業務軽量化につながったかという点では、平成24年度に教職員へ調査を行い、校務の負担が大いに減っ

た、あるいは減ったという回答が8割を超えておりました。さらに、使用感としてもとても便利、あるいは便利という回答も合わせまして8割を超えている状況です。教育情報ネットワークの利用によりまして校務における電子データの作成と管理、グループウェアを利用した学校と教育委員会や学校、教職員間の迅速な情報の共有化を実現するとともに、適切なセキュリティ対策を施すことにより、個人情報の漏えいなどのリスクを減らし、安全で安心して使用できる環境を整えておるところでございます。教員の校務業務の効率化が図られ、これにより節約した時間や労力を授業のため、また児童生徒に向き合う時間の確保に資されており、教育環境の向上が図られていると考えております。

それから、市の情報ネットワークの3カ所の拠点でございますけれども、この拠点は旧市町でそれぞれに地域イントラネットとして整備されたものでございます。教育情報ネットワークは、それぞれの拠点と学校を結ぶ光ケーブル、3拠点間を結ぶ光ケーブル、そして、通信用機器など、市の行政情報ネットワークのものを使用しているところです。そのため、教育情報ネットワークにおいても、それぞれの3カ所の拠点を經由して適切なサーバにつながるようになってございます。ただし、教育情報ネットワークと行政情報ネットワークのデータはセキュリティの関係上、相互に見ることや利用することができないようにアクセス制御が施されております。

最後に、システムネットワーク適正化診断事業につきましては、本年度に行政情報システムネットワークの部門で実施する予定でございますけれども、教育情報ネットワーク独自の部分につきましては、機器の更新が進んでいること、あるいは行政情報ネットワークに比べ構成が簡略であることなどから、この対象とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（小菌江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

消費税増税による支出増に対する認識と今後の対応はとのご質問でございますが、平成24年8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が成立し、消費税が平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%に順次税率が引き上げられることが定められました。しかし、引き上げの開始時期につきましては、附則に設けられたいわゆる景気弾力条項によりまして、この秋ごろに決定される見込みであり、市といたしましても、短い準備期間となりますが、市民サービスに支障のないよう準備を整える所存でございます。

消費税の税率が引き上げになった場合の市への影響ですが、まず、市の支出額が増加することとなります。単純計算ですが、平成25年度当初予算ベースで試算してみると、一般会計で税率8%だと約1億8,000万円増、税率10%で約3億1,000万円増と推計しております。一方、収入についても、税率が引き上げによりまして増収となる見込みで、地方消費税交付金は平成25年度当初予算6億9,000万円ですと、こちらも単純計算ですが、

税率8%の場合約11億7,000万円で4億8,000万円の増、税率10%で約15億1,000万円、8億2,000万円の増となると推計しております。これら地方消費税交付金の引き上げ分及び消費税収入に係る地方交付税の増収分につきましては、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費である社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるとされておりますが、具体的な交付方法や算定方法、使途の確定については、詳細が示されるのを待っているところでございます。

市の公共料金等による市民負担への影響につきましては、現在、消費税が課税されている上下水道料金は税率の引き上げにより、その分料金は増加することになります。また、保育料など国の基準により定めているものにつきましては、基準の改定に合わせて検討してまいりたいと考えております。その他、証明書の手数料など課税対象となっていないものにつきましては、今のところ改正する予定はございませんが、今後、証明書発行等に係るコストの状況を見ながら必要に応じて検討してまいります。

なお、消費税の適正な転嫁に関する法律が成立し、今後、国より公共料金につきましても転嫁の考え方が示される見込みですので、国の方針や市民負担への影響等を踏まえて適正な収入となるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 病院事務長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 石松議員の質問にお答えいたします。

市立病院のこれまでの消費税による損税の現状と今後の予測についての質問ですが、初めに、医療機関は社会保険診療報酬が非課税であることから患者の方から消費税を受け取ってはおりません。その一方で、医薬品や診療材料の仕入れ、医療機器の購入などに対して消費税を支払っております。そのため、多額の控除対象外消費税を負担しているといわれております。市立病院のこれまでの消費税負担額は、材料費や経費などの収益的予算で年間約1,000万円、合併後の7年間で約7,000万円の負担になっております。医療機器の購入や工事請負費などの資本的予算では、さらに約7,000万円を負担し、合併後7年間で約1億4,000万円の消費税を負担しているところになります。

また、今後の予測につきましては、平成25年度予算で試算しますと、収益的予算の消費税負担額は約1,100万円となりますので、税率が8%に引き上げられると600万円の増、約1,700万円となり、さらに税率が10%に引き上げられると1,000万円増の約2,100万円が消費税負担額となります。

次に、消費税増税に当たり市立病院経営維持のため一般会計からの配慮が必要と思うかどうかというご質問ですが、市立病院における一般会計からの繰入金については、総務省通知の地方公営企業繰出基準を基本に繰り入れをしております。しかし、公立病院には不採算医療や高度医療などの公的な役割を担っており、市立病院においても在宅訪問診療や休日夜間診療を実施しているため、基準外の繰り入れをしているところでもあります。基準

外繰入金については、在宅訪問診療や休日夜間診療に対する補助金のほか、病院運営費補助金を繰り入れておりますが、消費税分の繰り入れについては一般会計からの繰り入れはしておらず、病院経営の運転資金として現金預金不足分を病院運営補助金として繰り入れておりますので、その中に含まれているものと考えております。

なお、病院運営補助金については毎年5,000万円から6,000万円程度の繰り入れをしており、消費税増税に伴い病院運営費補助金の増額も考えられますが、独立採算制を強めるための基準外繰出金の縮減を目標としておりますので、医薬品や診療材料または医療機器の購入に際しましては粘り強い交渉をし、よいものをやすく購入ために努力し、経営努力を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） ここで暫時休憩をいたします。午後1時に再開いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 大変失礼いたしました。先ほどちょっと聞き漏らしてしまいました。

システムネットワーク適正化診断事業についてお答え申し上げます。

本事業は、現在構築されている情報システムネットワークの点検を実施するものでございます。方針でございますが、診断結果のもとに情報システムネットワークの最適化を図り、コストの削減と安定運用を目指すものでございます。スケジュールにつきましては、6月に民間事業者と委託契約を締結し、2月までの工期で調査分析を行い、診断報告書、更新計画書案などが成果品と納入される予定でございます。まず、情報システムの使用、ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成及びシステムの稼働状況について調査分析を行います。その結果をもとにシステムやネットワークの構成を見直し、将来構想に当たる情報システムネットワークの更新計画書を作成していきます。また、診断結果をもとに最適化に向けた調達仕様書を作成していきます。

なお、診断結果は、中間報告により次年度の予算に反映させていきたいと考えております。

さらに、セキュリティポリシーなどの危機管理体制の強化や運用管理の負担軽減についても検討していきます。

評価方法と事業推進する組織体制でございますが、診断業務については民間に委託し、診断結果や提言について情報化推進委員会で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大変失礼をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午後零時00分休憩

午後零時59分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番蛭澤幸一君、8番野口君、12番西山君、23番石崎君、所用のため退席いたしております。

石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 議員さん少なくなったのは残念ですが、続けて質問をさせていただきます。

ひとつ情報化政策についてなんですけれども、要するにワーキンググループの分析結果から、これから審議を経て基本的な考え方が議会に提示をされるというふうに言われていますけれども、いろいろ言われたんですが、要は基盤整備とか環境整備というのはよくできた、しかし、その整備ができたものを活用する部分が有効に活用していないというのが非常にあって、ある意味その結果、達成率が7割ぐらいだというふうに、簡単に言えば、そういうふうには私は受けとめたんですけれども、これではやっぱり分析ではないと思うんです。結果を言っているだけの気がある、言っているだけなんです。要は基盤整備はできたけれども、せっかくつくった基盤、機器、そういうものをなぜ有効活用できなかったのかという、ここの原因が明確にならないと、これは分析というふうに私は言わないと思うんです。これではまた同じことを繰り返してしまう、そういうふうにならないために私は前回の質問の中でも四つの観点が必要でしょうというふうに申し上げました。

一つは、業務全体の適正化と一体で進めることが必要じゃないですか、ここが一番欠けているんじゃないでしょうか。それと、もう一つは、使う人の活用能力を上げなきゃいけないでしょう。職員だけじゃないです。それは市民も含めてです。市内にある企業も含めてです。そういうこともないでしょう。それから、地元の企業の育成、これは若干ありましたけれども、経費節減の方向、これも若干ありましたけれども、上の最初に二つについて、きちっととらえ切れていないんじゃないですかということをお願いしているわけです。

これが公室長の答弁の中でも、やっぱり私は感じられないんです。有効活用ができなかった原因をきちんと明らかにしていただきたい。四つの基本目標は結構ですけども、その四つの基本目標の前に、その原因を明らかにした大前提というものをきちんとあわせて審議会にかけるなり、議会に出すものについては、そこがきちんと補強されたものを提起していただきたいと思います。これは、そういうふうにしていただけるのかどうか、再答弁をお願いいたします。

それから、システムネットワークの適正化診断事業についてなんですけれども、これも6月にどこか民間に委託契約をするということなんです、私は、これ中身何やるんですかということをお願いしたいわけです。要するに基盤整備はできたけれども、活用ができなかった、有効活用ができなかったという、この原因がわからないまま何を一体民間に委託をするのか。この中身をきちんと説明をしていただきたいということなんです。

そもそも、この新年度予算の中には、基幹系システムの更新費3,100万円以上、情報経費で770万円予算化されていますけれども、この辺の関係がどうなるのか。きちんとしたそもそも、例えばワンストップサービスを導入したいと、だから電算化をしたいんだ、これが普通の考え方だと思うんです。先に電算化ありきで、じゃ何やろうかじゃないと思うんです。ワンストップサービスを導入したい、だから電算化したいんだったら、ワンストップサービスを導入するためには機械を電算化するだけじゃなくて、仕事のフロー、仕事の工程そのものを全部見直さないとワンストップサービスは導入できないわけです。だから、適正化診断事業をやるときは、そういう仕事のフローも全部見直すような適正化診断事業をやらないと、結局むだになってしまうんです。ここが私はむだじゃないですかというふうに言っているんです。6月やるのであれば、そういう内容の適正化診断事業をやっていたきたいし、そういう内容の適正化診断事業でないんだったら、むだになるので私はやめていただきたいなというふうに思います。それについて、どうなのかということ再答弁ください。

それから、もう一つは、マイナンバー制度のとらえ方なんですけれども、セキュリティという意味で言えば、私どもも非常に危惧をしております。ただセキュリティの問題だけを強調してマイナス面をとらえるのではなくて、やっぱりなぜマイナンバー制度が入るのか、マイナンバー制度によって何をやるのか、マイナンバー制度によって行政の業務自体がどういうふうに変革されていくのかということきちんと問題意識を持っていただきたいということなんです。

例えば統合データベース化、要するに住民基本台帳とか国保とか年金とかすべてのデータを統合データ、総合的に管理をしている、そういうシステムを導入しているところではどういうふうになっているかといいますと、例えば小中学校に通わせているお子さんのいる方が就学援助を受けたいというふうになります。そうすると、大体どうなるかという、教育委員会の学務課から書類が学校に行って、学校からPTAの保護者の方に書類が行きます。保護者の方から学校に申請出して、また学校から教育委員会の方に行って、教育委員会で審査をされて、その審査の結果が保護者に通知をされるんです。通知をされたら、今度、保護者がまた市役所に出向いて行って、許可を受けたから住民票を申請したり、住民票で身分を証明したりして、市民課かどこかで資格証明書みたいのをもらうんでしょう。それをもらって、今度は納税課の方に行って、今度は、また発行証明書みたいのをもらって、ようやくそれで就学援助というふうになるんです。これが統合データベースになっ

ていると、教育委員会の中で住民情報も見られますし、納税情報も見られますし、それ以外の情報も見られるわけです。セキュリティのために教育委員会の情報と市役所の情報とリンクできない、それぞれ見ることができない、これ逆です。セキュリティを、見られるようなセキュリティアップというのを考えていくということが課題なのに、セキュリティの問題で見られないようにしている、これは逆です。見られるようにしていこうというのが、いわゆるエンタープライズアーキテクチャーですし、そういうための適正化診断をやっつけていかなきゃいけないと思うんです。ぜひとも、この統合データベース化することを、私は二つ目に考えていただきたいなと思っているんです。こういう問題意識をお持ちなのかどうか、これについても再答弁をお願いいたします。

それから、基幹系システムの問題です。これも競争原理をどう働かせるかということなんですけれども、盛んに茨城計算センターは茨城県と千葉県の周辺でやっていて56市町村が一緒にやっているんですか。56市町村だから割り勘効果が働くというふうに言われました。割り勘効果が働く――私の観点から言うと割り勘効果じゃなくて、56市町村を茨城計算センターが独占しているんじゃないかと逆に私はそう思うんです。パッケージソフトをやっているからおっしゃいました。パッケージソフトをやっていると、その仕事って全部茨城計算センターになっちゃうんです。いじろうと思ってもほかの会社できないから、茨城計算センターに頼まなきゃいけない。例えば保険料率が変わったけれども、自分でいじれない、ほかの業者に頼めないから茨城計算センターにソフトの見直しを頼むしかない、メンテナンスも茨城計算センターに頼むしかない、全部茨城計算センターになっているんじゃないですか。割り勘効果が働いているんだったら、割り勘効果が単体で別の業者に頼むよりも働いているということを数字で示してください。感覚じゃないと思うんです。私は、そこが割り勘効果じゃなくて、競争原理が働いていなくて独占状態になっているから、むしろ費用アップにつながっているでしょうと。費用アップになっていない、割り勘だというんだったら、具体的な数字を示してください。そうしないと、これはやっぱり納得できないです。これまで、そういうことがきちんとされてこなかったから、1社で56市町村全部独占してしまうような状態になっているんじゃないでしょうか。ここは問題意識、全く観点が違うんです。ここについても再答弁をお願いしたいと思います。これについては、情報化政策についてはお願いをいたします。

それから、教育の問題についてなんですけれども、率直に言わせていただきますけれども、笠間市の教育委員会というのは、笠間市として教育の情報化に対する問題意識はお持ちなんですかと、一体どうなんですかとこのところを率直に私はお返しをしたいと思います。国の手引を見るとということもいいかもしれませんが、でも、国が教育の情報化ビジョンを立てたのは何でなののかというのをやっぱり教育委員会で議論するし、教育委員さんの共通認識にさせていただく必要があるんじゃないんでしょうか。

今、モバイルシステムとか情報化が進んでいます。スマートフォン1個持っていれ

ば、百科事典、図書館を持って歩いているようなものです。いろいろな情報がとれることができます。それから、銀行に行く必要もない、それから、郵便局も行く必要もないし、クレジットカード持つ必要もない、まして現金持つ必要もないです。納税だって全部、今ネットでできる時代です。そうすると、昔、サイボーグというのがいましたけれども、機械人間みたいなやつ。結局、スマートフォン持っている人、あるいはタブレット持っている人と持っていない人って、すごく格差が今出ているんです、情報量の格差が。だから、これは結局、例えば光ファイバー網が笠間のように整備されているところと整備されていないところ、これ情報の取得できる人、できない人で、ここでインフラの整備での格差が出ます。それから、タブレットが買えるか買えないか、そういう経済力の格差も出ます。そして、一番の問題なのは、使えるか使えないかの能力による差が出るんです。こういう差ができたらずいでしょうと、だから、教育の問題で、そういうこと差が出ないようにするためにどうするのかという議論をしていかなきゃいけないと思うんです。そのためには、そういう時代に合った、子どもたちが、そういう時代を社会生活していけるような教育に中身変えていかなきゃいけないんじゃないんですか。だから、教育の情報化ビジョンというのを国が出したわけですし、そのためには、具体的にどういう教育方法がいいのかなということで質問の中でも言いましたけれども、学びのイノベーション事業というのを始めたわけじゃないですか。そういうことについても、きちんとやっぱり私は議論をして、教育委員会が問題意識を持つべきだと思うんです。

残念ながら、県の教育委員会も、私から言わせると非常にそういう問題意識薄いです。けれども、全国を見たときにほかの県では、電子黒板だけじゃなくて生徒一人一人にタブレット持たせて、生徒と先生の双方向の授業をやっているところもあるわけです。そういうところにやっぱりおくれをとらないようなことを教育委員会として考えていくべきじゃないんでしょうか。そのためには、私は教育の情報化ビジョンに対する認識、問題意識をきちんと笠間市として整理をしていただきたいですし、そういう問題意識の整理に基づいた具体的な課題です。例えば学校の先生、非常に私すごいなと思ったのは、アンケートで便利になったとか軽減されたという方が8割回答があったと、これすばらしいことだなというふうに思うんです。ちょっと褒めなきゃいけないんで、褒めたいというのは思うんですけれども、例えば学校の校務支援システムというのは、ひどいところは学校ごとに全部導入するんです。そうすると、学校ごとに導入するから物すごく費用がかさむし学校間の連携ができないんですけれども、笠間市の場合は市の情報システムとリンクされていて、一つのデータが要するにいろいろな学校からも見られるし教育委員会からも見られる、教育委員会ですべての学校の日程が確認できる、こういう環境というのは本当にすばらしいな、先見性があるなというふうに思うんです。そういうところに置かれているから、やっぱり先生方のアンケート結果も8割ということになるんだろうなというふうに思うんです。せっかくこういう環境にあるわけですから、こういう環境をもっと生かして笠間ならではの

の情報教育やりましょう、そういう議論をぜひ教育委員会の中でしていただけないでしょうか。私は、ぜひ議論、方針、そういうものを持っていただく、そういう準備をしていただくということをしていただけないかどうかご答弁をお願いしたいと思います。

先ほどちょっと忘れたんですけども、地域経営型包括クラウド支援システムの事業のことについてなんですけど、これも事業の中身については今いろいろ聞いても出てこないだろうなと思いますけれども、簡単に言うと、介護の情報化を病院とか警察とか薬局も含めてすべてで共有化していくということだろうと思うんですけども、問題は、協議会も山本准教授が入ったりとか、すばらしい協議会ができるんでしょうけど、問題は、先ほど統合データベース化が必要でしょうというふうに言いました。地域経営型包括支援クラウドシステムということで独立したものにやっぱりしないでほしいんです。マイナンバー制度の問題もありますけれども、やっぱり今ある市役所のシステム、あるいは今ある市役所が持っているデータベース、そういうものと統合して利用できるようにすべきだと思います。私は、そういうことを考えるということが笠間ならではの検証実験になるんじゃないですか。ただの情報の共有化だけでは、やっぱりよその市町村、特徴出てこないと思うんです。ぜひとも、いい環境があるわけですから、そのいい環境を生かした検証実験にしていきたいと思うんです。ここの問題意識についても再答弁をお願いしたいと思います。

それから、消費税の問題について再度お聞きいたします。

一つは、上下水道料金については仕方がないかなというふうに思うんですけど、証明書の手数料などは今のところ予定はないけれども、必要に応じて検討すると。この必要に応じて検討するがくせ者なんですけれども、必要に応じて検討した結果3%値上げします、検討した結果5%値上げしますじゃ困るんです。国の方針がどうあれ、この証明書の手数料というのは市で決められるわけですから関係ないことです。市がきちんとした姿勢を持っていただければいいんです。市がきちんとした姿勢、それは、やっぱり市民に負担増をかけない、そういう姿勢、方向性でいきたい、そのぐらいの答弁はいただきたいなと思います。

保育料についても、これは基準に合わせて検討する、国の基準というのがあります。多分、来年が国の基準の見直しの時期じゃないかなと思うんですけど、この基準はいろいろ変わるかもしれません。でも、笠間では、国の基準以下になるように補助事業をやっているじゃないですか、保育料の。この補助事業を考えると、消費税増税分というのもきちんと考慮してくださいということを私は言いたいわけです。だから、簡単に、その基準の改定に合わせて検討するじゃなくて、そういう検討のときに消費税のことも念頭に入れるよとか、加味するよとか、それぐらいの答弁はいただけないでしょうか。再答弁をお願いいたします。

それから、病院の問題です。事務局長、ご立派だと思います。独立採算制ですから経営努力をする、まさにそのとおりだと思うんです。ただ消費税の損税分って経営努力が足り

ないからって出てくるものじゃないです。これ制度の変化によって出てくるものです。ぜひとも、この部分については経営努力じゃなくて、病院事業会計の中に入れてある運営補助金の中の金額を策定するときにやっぱり考慮に入れるべきじゃないですか。これは局長じゃなくて、本庁の方の考えがどうなんですかと、予算つくっているところの考えはどうなんですかということになるんでしょうけれども、ぜひとも、この運営補助金の中にそういう考え方を加味していただきたいと思います。これについても再答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

情報系のことに関しまして、まず、適正化診断というか情報系の適正化という問題が必要ではないかというようなことをございますけれども、当市におきましては、市民サービスの向上や業務の効率化を目的に各種業務の電算システム化を進めてきたところでございますが、今後さらなるサービス向上と効率化を目指し、電算システムで運用している業務について業務プロセスの見直しを含めた検討を行っていきたいと考えております。システムネットワークの適正化診断事業については電算システムの最適化が中心となっておりますけれども、それとは別に本年度から業務のプロセス最適化推進事業として現在運用している業務システムを点検していく予定でございます。本年度は基幹業務についてワーキングチームを組織し、先進事例の調査研究や意見交換を通じ業務システムの最適化に取り組んでいきたいと考えております。

それから、情報リテラシーの向上、計画の反省点に立ってどのようなことがというようなことをございますけれども、市内全域に光ファイバー網が整備され、市民のだれもがICTを利活用できる環境が整っております。しかし、市が整備した区域でのブロードバンド加入率は、平成25年3月末で約35%と低い状況でございます。ICTを上手に利活用するために使う側の知識の向上も重要と考えており、市民へのICT利活用についての支援が必要と認識しております。

なお、以前は公民館講座などでワープロや表計算など中心のパソコン教室を開催してきましたが、本年度から新たに電気通信事業者と共催でタブレット端末を活用したシニア向けインターネット講習会を実施し、市民のICT利活用を支援していきたいと考えております。

それから、ベンダーロックインの質問がございました。現在、基幹系システムについては住民記録をもとに、市税、国民健康保険、介護保険などの公益的な行政サービスを運用するものであるため、一体的なシステムとして考えております。県の自治体クラウドの考え方も同様であり、したがって、県の標準仕様書も基幹系システムが一体となるものになっております。

なお、競争原理が働いていないとのご指摘でございますが、現在、基幹系システムについては、ハードウェア、ソフトウェアの調達、さらには、ハードウェアの保守が同一の業

者がなっておりますが、今年度予定しております基幹系システムのクライアントパソコンの更新については、ソフトウェアと切り離し、入札により調達したいと考えております。ソフトウェアについても、現行システムは本市以外の市町村も採用している既製品でございますパッケージシステムであるため、同等の機能を有するシステムであれば他社に乗りかえることも可能と思われまますので、ベンダーロックインとは考えておりません。今後は定期的なスパンで他社のシステムを含めた検討をしていきたいと考えております。

また、数字的なもので示せというようなことでございますので、私どもがちょっと調査した内容で答弁させていただきたいと思っております。比較した市町村名については、県内のあつ同じ規模の市町村ということでお許し願いたいと思っております。

システムの改修費、システム運用に当たっては、法改正によって改修が必要になりました、その費用も当然発生することでございます。21年から24年までの間に九つの法改正がございました。その合計から申し上げますと、笠間市の法改正に伴った改修費用は合計で1,263万円、県内の同規模の市町村で別のところに発注している団体は9,429万4,250円ということで、大きな開きがございます。例えば住民情報について、平成23年に住民基本台帳法改正がありました。笠間市は500万円、その市町村は3,622万5,000円と大きな開きがございます。このようなこと、また、笠間市の人口1人当たりの電算システムの経費でございますが、比較が正しいかどうかという基礎となるものが違いがあるかと思っておりますが、笠間市が、平成22年度の調査でございますけれども、1,818円に対して、同規模の市町村二つほど挙げさせていただきますが、2,568円、もう一方が3,296円ということで、笠間市の1人当たりの電算システム経費は、それから見ても下回っているというようなことがいえるかと思っております。そのようなことから、私どもでは、56市町村にまたがる茨城計算センターのシステムを現在活用させていただいているところでございます。

それから、市の情報ネットワークと教育情報ネットワーク、これが統合されていないのではないかというようなことでございますけれども、基幹系システムについては、当然、教育委員会等とネットワークはされております。教育情報ネットワークについては、笠間市の情報系のネットワークを使用して活用しておりますが、光ファイバーやサーバ等のインフラ整備についても既に共有をしているところでございます。今後も共有できるものについては共有していきたいと考えております。

それから、マイナンバー制度についてのご質問でございますけれども、マイナンバー法につきましては、16年度にスタートするというようなことで5月に法が成立いたしました。これから、セキュリティの問題とか、いろいろな課題がありますので、国においても、そういう面での研究がされてくるのかなと思っております。市といたしましては、マイナンバー法で社会保障分野、税分野等で活用するようにと期待されておりますけれども、本市としても、図書館や市立病院、また、各制度の中で運用について検証し、共有化できるものは積極的に運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） 石松議員の再度のご質問に私の方からお答えさせていただきます。

教育の情報化の計画を立てるべきではないかと、それは必ず必要なことではないかというご意見でございました。私も、それは同感でございます。ただ、教育の情報化についての計画を立てにくいという状況がございます。例えば、今までも学校ではアナライザーであるとかL Lだとか、お金のかかるシステムを導入しながら、それが早くも使われなくなってしまっている状況があります。また、例えば今回の電子黒板も、学校情報通信技術環境整備事業費補助金ということで、これは例年出て、そして、すべての教室に配置される予定でした。しかし、次の年から、これが廃止されてしまいました。そして、それから、例えば今議員のご意見にもありましたが、タブレットPCを使って、今、学校で授業をしているところもあります。ただ、これも指定であり、ある企業の協賛で、当然、今は貸与されている形になっています。電子教科書で、これからどんなふうにその教科書がそうなるのか、それから、そうではなくてあくまでも紙ベースでいくのか、これも、まだ大きな検討がされているところ、したがって、もちろん費用もそうですが、それを組み立てていく、先を見ながらということが大変難しくなっております。したがって、本市の場合、子どもたちにとってはコンピューターが使える、いわゆるリテラシーの部分、これが使っていけば、当然スマートフォンを持っても同じように使えるリテラシーは持つわけです。それと、もう一つは、情報モラルです。子どもたちにだれにもそういうものを持たせて有害情報が平気でとれるような状況には絶対できない、したがって、セキュリティをしっかりと学校のコンピューターで、そのリテラシーの部分はしっかりとやる。当然子どもたちには、学校には携帯電話等の持ち込みは許していないという状況がございます。

ただ、そういう計画の中で、例えば本市の教育情報ネットワークをつくる際には計画をしっかりと立てました、どういう機能が必要か、そして、システムは先生方に集まっていたら実際に動かしてみてどれがいいというようなこと、それから、情報はどこから、例えば出席簿が将来最後の帳簿、指導要録まで、それがそのまま数字がいくというように、そういう設定のための計画はしっかりとつくりたいです。これから今の世の中の流れを見て、それぞれ今の笠間市の、市のもちろん予算上のこともありますけれども、そういうものと絡めながら、今のシステムをどんなふうに機能しながら、子どもたちの、それから、先生方の業務の軽量化をして、子どもたちのリテラシー、情報モラルの育成、そういうものにつくっていくか、そういう部分での計画はして持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 石松議員から再度の質問に3点ほどあったと思いますので、

お答え申し上げたいと思います。

まず、1点、証明書等の発行につきましては、証明書等といってもいろいろございますけれども、発行コストを基礎にして料金が決まっているものがございます。そういった部分については、人件費含めて電算委託料が上がった分とか、そういった部分を考慮して決めていきたいと思います。中には、例えば駐車場料金のように、民間も料金徴収しているような部分で行政もしているような部分については、ある程度民間が、国が消費税をそのまま転嫁しなさいといっている中で、行政の部分がそうしないことは官と民との間での不公平が生じるというような部分もございますので、そういった部分については上げるような方向で——国の方針がまだ示されていない中ではあります、もしそういう方針が示されるとすれば、そういった方向で検討していきたいと思います。

保育料につきましては、国の方で毎年基準の見直しをしていて、変更の必要があるときに変更をしているかと思いますが、これにつきましては、笠間市は少子化対策ということで、他の県内自治体に比べてもかなり低い保育料をいただいております。改定時につきましては、消費税分も考慮した検討をしていきたいと思います。

あと、診療報酬につきましては現在非課税ですけれども、診療報酬の改定の中で、その消費税アップはある程度カバーされるような話も国の方で聞いております。また、投資的部分については、国で現在議論中だということもありますので、これについては国等の動向を見ながら決めていきたいと思います。

先ほど発行コストの中で、人件費、電算委託等と言いましたが、人件費そのものは非課税であります、発行コストという部分で消費税に関係なく人件費のここ数年の動向、あるいは今回の消費税のアップの影響、そういったものを含めて総合的に手数料等の料金の判断はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 情報化政策の件なんですけれども、一つは、先ほど言った6月に委託契約する、これ何をやるんですか、これは結局、これです。

それから、もう一つは、私は統合データベース化も視野に入れた検討必要でしょうというふうに言いましたけれども、これについては検討していただけるんですか。

それから、茨城計算センターのベンダーロックインの問題については、私は他市町村との比較を求めているわけじゃなくて、計算センターに委託をする際に、ほかの事業者に委託をした場合との比較です。それはハードウェアとソフトウェアを分離して、これからはそういうふうにするというふうに言われたんで、そういうことなんだろうと思うんですが、これまでの割り勘効果があったと言うんだったら、そういうことを言っていたかかないと、ほかの市町村よりも費用安いから安いぞというのわかりません。私は競争原理が働いていないでしょうというふうに言っているわけであって、笠間市と委託をしている業者との関

係で言っているわけです。他市町村との比較を求めているわけではありません。これは、そういうふうに誤解をしないでいただきたいということです。

それから、教育情報化の問題については難しい——難しいんだったら、難しいのを頑張ってやってくださいとしか私は言いようがないです。難しいのを乗り越えてやっているところがあるわけです。例えば佐賀県だとか、そういうところって一歩も二歩も進んでいるわけじゃないですか。確かに情報機器って日々更新していくんで費用はかかるんです。でも、子どもの将来のことを考えたら必要な費用はかけるべきだと思うんです。そこを必要だというふうに教育委員会は言えるか言えないかが問題なわけであって、そういうふうに言えるだけの根拠をつくる議論とか、必要ないんだったら必要ないという結論でも結構です。そういう議論してくださいということなんです。そういう議論して、私どもに示してくださいということなんです。さっきの話だと、国の手引でどうのこうのって、そこまですりまじりでしょう。笠間だったら笠間としてどう対応していくのか、国の教育情報化ビジョンについてはどういうふうに笠間はとらえていくのか、そういうのってもっと議論あってもいいし、教育委員会のテーマになっていてもいいんじゃないですか。私、ホームページ検索させていただきましたけれども、ほとんどないです、そういう議論というのは。そこが私は問題だというふうに指摘をさせていただいています。ぜひ議論をしていただきたいと思えますし、機会があれば、私は文教厚生委員でございますので、文教厚生委員会にも、そういう議論の経過や中身についてきちんとご報告をいただければなと思っております。期待をしております。

それから、消費税の問題については、笠間市なりに考慮をしていただけるんだというふうに私は理解をしたいと思えますので、この点については再答弁を求めません。

○議長（小菌江一三君） 公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

その前に、先ほど国の地域経営型包括支援クラウドモデル事業について答弁が漏れておりましたので、答弁させていただきたいと思えます。

この事業につきましては、総務省のモデル事業ということで実証実験事業でございます。そのようなことで、今回、全国6団体が申請に基づきまして委託契約で進めていくということになるわけですが、本事業においては、介護健診クラウドということで、基幹系システムでつくられたデータから介護健診クラウドに情報を選択して蓄積し、民間の介護事業者や医療機関がそのデータを活用できるようにするため、新たなネットワークを作成するものでございます。通常、自治体のネットワークに外部の民間事業者がアクセスし活用するということではできません。本事業は、自治体で持っているデータを民間事業者へ開放し活用してもらうためにはどうすべきか、また、何が障害になるのかを明らかにする実証実験であるため、新たなネットワークを構築するものでございます。

それから、システムネットワークの適正化診断事業でございますけれども、これについ

では、既存の電算システム及びネットワークの診断を行うものでございます。これに伴いまして、安定運用とコストの削減を図るため実施をする内容でございます。

業務委託の内容については、申し上げますと、情報システム使用ドキュメントの調査分析、ハードウェア構成の調査分析、ソフトウェア構成の調査分析、ネットワーク構成の調査分析、稼働状況及び利用状況の調査分析、更新計画書作成支援、調達仕様書作成支援、セキュリティポリシー見直し支援、運用管理負荷軽減支援ということで、業務委託の内容はそのようなこととなりますけれども、業務委託の範囲としまして診断対象ですが、基幹系ネットワーク及びクライアント、情報系ネットワーク及びクライアント、情報系サーバということで、サーバについては全部で45のサーバでございます。

工期については、26年の2月28日までということで、成果物としてシステム診断報告書、システム構成図、更新計画書案、調達仕様書案、平成26年度更新予定分、セキュリティポリシー改正案、運用管理計画書案ということで、これを委託する予定でございます。

それと、先ほど申し上げましたそれとは別に業務プロセスの最適化推進事業として、これを別個に内部でワーキングを立ち上げて、これについても検討していくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 今ぜひ計画をとということです。

実効可能な計画ということで、今あるシステムをどういうふうに発展させ、その中で子どもたちのリテラシー、それから、もう一つ、情報モラル等の心の部分、そういうものをどういうふうにしていくかという視点、それから、新たな機材がここで必要であれば、どういう子どもたちを育てるためにコンピューター等PCが必要であるというようなことを判断しながら、実効可能な計画ということでやっていきたいというふうに思っております。そのときには、文教厚生委員会でもよろしくお願いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

次、5番石田安夫君の発言を許可いたします。石田君。

○5番（石田安夫君） 5番、通告した順に従いまして一般質問を行います。

1、選挙制度改正について、2、電線の地中化について、3、通学路の改善について、3項目について伺います。

初めに、選挙制度改正について伺います。本年、国会において、後見人とネット選挙について公職選挙法改正が行いました。

そこで、1、具体的な改正の内容について伺います。

2、インターネット選挙運動解禁に伴う笠間市の対応について伺います。

次に、電線の地中化について伺います。

笠間稲荷門前通り整備で歩道の拡幅が図られスペースができ、電線の地中化は、私では

きると考えますが、そこで、笠間稲荷門前通り道路改修工事とあわせて電線の地中化は図るべきではないかと思っておりますので、そこで伺います。

次に、3番、通学路の改善について伺います。

通学路は、一般道、生活道でもありますが、生活道路の整備は交通危険箇所や緊急性の高い道路を最優先に整備しておりますが、通学路の危険箇所は、道路の整備や改善、防犯灯の設置、不審者に対する安全対策などにより毎年改善していると伺っております。そこで、道路の新設や歩道の整備が進んでおりますが、通学路における安全な道路の確保や改善されているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小園江一三君） 答弁を求めます。総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 5番石田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、選挙制度改定の内容についてでございますが、今回の公職選挙法の主な改正点は2点ございました。

1点目は、近年におけるインターネット等の普及に伴い、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する選挙運動を解禁するもので、5月26日から施行されました。具体的な内容といたしましては、有権者は、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のソーシャルネットワークワーキングサービス、動画共有サービス、動画中継サイト等のいわゆるウェブサイト等を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されます。

また、候補者、政党等は、ウェブサイト等を利用した選挙運動に加えて、電子メールを利用した選挙運動も可能になります。

その一方で、選挙運動は、公示、告示日から投票日の前日までしか行うことができないことや、未成年者等は選挙運動をすることができないことなどは今までどおりできませんので、引き続き注意することが必要であります。

2点目といたしましては、成年被後見人の選挙権を回復するとともに、あわせて選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずる改正がされ、6月30日から施行されます。具体的には、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除するものとされたこと、代理投票の要件に係る条文上の表現が「身体の故障または文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めるものとされたことが主な改正点でございます。

次に、インターネット選挙運動解禁に伴う市選挙管理委員会の対応についてですが、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に伴い、候補者、政党等のウェブサイトのアドレスの周知については、立候補届け出の際に、候補者、政党等がおのおのの

のウェブサイトのアドレスを届け出ることができることから、その一覧を市のウェブサイトに掲載するなど広く周知に努めるとともに、有権者が特定の候補者に対して悪質な誹謗中傷するなど、表現の自由を乱用して選挙の公正を害することのないよう、インターネット等の適正な利用を努めていただくよう、きめ細かな周知啓発を実施してまいります。

さらに、7月に予定しております第23回参議院議員通常選挙から本制度が適応されることから、県選挙管理委員会により政党代表者及び立候補予定者に対する説明会が開催されることになっております。

いずれにいたしましても、今回の施行に係る改正法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう努めてまいります。また、選挙管理委員会等関係機関と連携を密にし、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを行い、特に投票率が低い傾向にある若年層を重点にインターネット等を活用するなど各種の啓発事業を実施して、投票率の向上に努めてまいります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） それでは、5番石田議員のご質問にお答えをいたします。

笠間稲荷門前通りの道路改修工事とあわせて電線の地中化はできないのかというご質問でございますが、笠間稲荷門前通りの整備につきましては、昨年度、地元住民の方々が中心となって笠間稲荷門前通り整備推進協議会を設立し議論を重ね作成した計画案をもとに、本年度より順次工事に着手する予定となっております。協議会内での議論の中では、永続的な観光拠点となる笠間稲荷門前通りのにぎわいを創出するため、おもてなしの雰囲気と歴史、文化に配慮した道路景観整備として、議員ご質問の電線の地中化についての検討も行われました。その中では、都市計画決定されている道路幅員16メートルへの拡幅が現時点では困難なため、電線等を地下に埋設する十分なスペースが確保できないことや、限られた道路幅員の中での整備でございますので、変圧器を道路に設置することにより拡幅した歩道空間が狭くなること、また、初期整備費用が1キロメートル当たり4億円から5億円と高額であることなどの理由から、電線の地中化には至りませんでした。

今年度も引き続き協議会から派生した笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会を中心にし、道づくりにあわせた今後のまちの活性化について勉強会等を開催しており、笠間門前通りが観光の核となるよう、地域の方々と連携した取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に、道路の新設や歩道の整備が進んでおりますが、通学路における安全な道路の確保や改善されているのかどうかのご質問でございますが、初めに、道路の新設や歩道の整備状況でございますが、昨年7月に、学校、PTA、地元警察署並びに道路管理者等による通学路緊急合同点検以降に、一部区間供用を含め15路線が交通に供されております。

また、通学における安全な道路の確保や改善状況でございますが、通学路緊急合同点検

では市内70カ所に対策が必要な箇所が示されております。今年3月末現在で対策済みのものが32カ所、今後対策が予定される箇所が38カ所でございます。この38カ所の主な内容といたしましては、県が対応するものは歩道整備など11カ所、市が対応するものは道路改良や交差点改良など11カ所、また、警察が対応するものは信号機や横断歩道の設置など9カ所となっております。

なお、市が対応する11カ所のうち、今年度は、道路改良や路面表示、また防犯灯の設置、排水整備などの5カ所の整備を予定しているところでございます。それ以外の道路改良や交差点改良につきましても、関係地権者の協力をいただきながら、引き続き整備を推進するとともに、茨城県や地元警察署などへ早期整備を要望してまいります。

さらに、通学路緊急合同点検に位置づけられていない箇所や幹線道路として歩道を併設し整備を進めている来栖本戸線や上町大沢線、岩間八郷線などにつきましても、歩行者の安全対策を図るため、地域からの要望に対し通学児等の安全の確保に努めてまいります。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 大変にありがとうございました。

最初の選挙制度の改正については大体おおむねわかりました。ただ、この資料というか、こういうようなもの、政党や候補者のメールマガジンなどを他人に転送することはできないと、だけれども、自分のフェイスブックやツイッター、LINEなどに転記することは可能ですと何かちょっと載っているんですけども、そういうのは構わないのかな。選挙期間中であっても、そういうものいいのかな。その辺は、ちょっとわからない。そういう資料はないですか。

次に、電線の地中化について、また伺います。去年24年度に物すごい回数、11回とか16回、4回とか、随分載っていますけれども、その前の年も、その前の年も、ずっとやっているんです。電線の地中化がもともとは主眼だったはずなんですけれども、もしできなければ、電柱のセットバックとか、そういうことも考えたらいいと思うんです。その辺も含めて、今回はできないという話なんですけれども、今後の検討事項ということで笠間まち考えると書いてあるんですけども、その中で最終的に、これ3億円のお金がかかって一実はいろいろな僕らも視察に行って、地中化されているところ、また、石張りになっているところも随分見てきております。笠間よりも狭いところが、現実的には、ちゃんと地中化されて石張りになっているところもあるんです。16メートルがどうのこうのという話、あと、1キロ4億円から5億円かかる。実際あそこは1キロないです。だから、300メートル、500メートル、半分くらいかかると思うんですけども、そういうことも含めて今まで地中化というか電線を。確かにすばらしい景観だと思います、石張りにして。

今までは何かいろいろな実験をしているんです、ここで。車とめてみたり、一通にしてみたり、毎年毎年、物すごいお金が投入されていて、やっとなんか地中化できるんだなと思ってみたら、現実的には稲田石が張られるだけという。大変これはたった2年間だけの話では、

私は、ないと思っております。私は合併する前から、こういう話があったというか僕らはそういう思いでやっていたんですけれども、議員さんも、この協議会の中に何人か入っていたみたいですが、しかし、もうちょっと、これだけのお金をかけるんだとすれば、電線が地中化できないんだとすれば、電柱をセットバック完全にさせちゃうとか、そこまで考えて、あの景観がどうのこうのと書いてありますけれども、景観よくないです、これでは。実際に、これだけのお金かけて景観いいですか、これ見ている。電柱がないから景観というのはすごくいい感じになるわけですから、下は石張りになるわけですから。その辺も含めて、今回できないかも——多分これでできなかったら多分ずっとできないと思うんだよ。だから、その辺も含めてどういう考えなのか、ちょっとその辺伺いたいんですけれども、もしそういう意見がまた持ち上がってきた場合に、これ石を掘って、もう一回埋めるわけ。これ多分できないと思う、やっちゃった場合には。だから、その辺も含めてもうちょっと深めて、自分の前に変電器が来るからだめだとか、そういう話はしないでほしいんです。これある意味で観光都市の眼目でしょう。そもそもこれやるわけでしょう、違うの。だから、その辺も含めてちゃんと、ちょっと答弁をしていただきたい。

あと、最後の3点目なんですけれども、道路の新設や歩道の整備がされて、確かにこの四、五年、随分よくなっています。しかしながら、ある父兄から急に私のところに来まして、あそこ危ないから横断歩道つけてくれという話が来たり、あと、あそこ遠回りになっちゃうから前の道に戻してくれないとか、そういう話がちょっと来ているんです。そういうのも含めて、それがいい悪いあります。全体的なバランスの問題もあるし、あと、地域のこともあるので、その辺は学校と地域とよく話し合っ、通学路はこの道路にしましょうとはっきり決めていただいて、本当に安全対策をしっかりやってもらいたいんです。その辺も含めてもう一回答弁をしていただければと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 石田議員の再度の質問にお答えいたします。

インターネット等を通じてmanifestoやビラ、ポスターのデータを——転送という言葉を使ったかと思いますが、頒布されることは認められるか、あるいは紙媒体に打ち出して頒布、掲示することはどうかと、そういったことでのご質問かと思っております。今回の改正は、ウェブサイト上に掲載された文書や電子メールに添付された文書については、こうした規制はかからないものでございます。ただし、ウェブサイト上に掲載され、または選挙運動用電子メールに添付されたmanifestoやビラを紙に印刷して頒布することやポスターを紙に印刷して掲示することは、公職選挙法の規定に違反するものでございます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、電柱の地中化の件でございますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、変圧器の設置によるスペースがなかなか難しいというお話をしたところ

でございます。これにつきましては平成21年度から地元の方々と、一方通行の協議の話とか、いろいろな協議をしてきたところでございます。せっかく決まりの5メートル道路幅員をとるもんですから、幅員が実際のところ、狭いところで7.5メートル、広いところで10メートルという限られた幅員ということで、歩道幅員が必ずしも1メートル、2メートルとれる幅員ばかりではございません。そのようなことから、今回は電線の地中化ということは見送らせていただいたところでございます。

電線を民地へ入れたらいいんじゃないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、平成5年に商店街の方、民地への移設を行いまして景観に配慮したブラウンの電柱色を採用して景観を整備したところでございます。

もう一つが、延長が1キロないんじゃないかというご質問でございますけれども、全体延長が600メートルでございます。600メートルにいたしましても、2億円から3億円の経費がかかる予定となっております。

次に、景観等が整備されないんじゃないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現在、井筒屋の跡地の活用また門前通りの整備につきましては、まちづくりの一環として新たな観光地の魅力として創設できるものと考えております。その辺の周辺整備をあわせまして、今後、笠間のまちを考える会の皆様と一緒に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、横断歩道の件でございますけれども、横断歩道につきましては、この設置につきましては県の公安委員会が設置するものでございまして、これにつきましては交通量等を見ながら今後も危険箇所については調査をし、要望をしましてまいりたいと考えております。

もう一つが、幹線道路ができたために遠回りをしなければならないというようなご意見がございますけれども、生活道路また通学路につきましては、近隣の隣接している交差点等を利用して待避所等を設けて安全に横断できるような整備をしていきたいと考えておりますけれども、その待避所につきましても、先ほど申しましたが、地元地権者のご協力が必要となりますので、その辺のところはご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 余り変わらないような答弁で。

そうですね、本当に5年からいろいろなことやっています。やっところまで来たという感じなんですけれども、本当に、この電線の地中化というのはやる気はないのかな。ないんですか、絶対に、そうなの。私はずっと見ていて、初めの起こりというのは地中化の話があったんで、それが進むものと思っていました。確かに稲田石材を使ってこの地盤をちゃんと石にするというのは、ある意味で物すごく景観にはいいと思ひます。でも、実際あそこを見ていて、今、大体平らです。上に電柱が立っている、そういう状態で民地にセットバック電線したからどうのこうのという話を今しましたけれども、あれ完全に後ろ

から電線持ってきたらどうなの、その辺は考えているの。そういう法律的なもので、こういうことでできませんという話をされればわかりますけれども、後ろから持ってきたって別に電線は構わないわけだから、そういうことを考えて、そういう話し合いをして。だって格好悪いでしょう、あれじゃ。そう思わない、これだけ3億円のお金かけてと私は思っているんですけれども、その辺もうちょっとよく考えてください。

せっかくこれだけのものができるのに、電線がぼっと見れば物すごい張り出しているでしょう、実際に。だから、やっぱりあれは地中化するか完全にバックさせて後ろから持ってくるのか、そこまで考えてほしいんです。せっかくあれだけのお金を投入してこれだけのものをつくるわけですから、地中化できるんだったら、ちゃんと後ろから持ってくるように、地権者というか、話し合いしたらいいでしょう。僕は、それはできると思います。だって、これからあそこはずっと残るわけでしょう、観光地として。自分が、その地権者の方が亡くなって、その子ども、孫と、ずっと続くわけだから、そこまで考えて。要するにこっちの意識が、役所の意識が絶対にこういうふうにするんだというものがあれば通じると思うんだけど、実際に歩道も歩行者に配慮した道路にするために5メートルにするとか、こういうことはもういろいろなところでやっています。石張りも、やっているところいっぱいあります。私らが思うのに、あそこは観光地なんだから絶対に電線は必要ないと、そういうふうな市の意識づけがあれば地権者だって心を動かさずと思うんです。多分うちのところの前のところに変圧器が来るから嫌だとか、そういう話が多分なっちゃうと思うんです。それがあからできないんだと思うんだよ。だから、もう少しその辺も深めて、まだいろいろと今後の検討事項ということで載っていますけれども、それも含めてしっかりやってください。それ以上は言いません。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） ご指名はされておられませんけれども、私の方のこれまでの取り組みを含めてちょっと考えを申し上げさせていただきたいと思います。

稲荷門前通りの歩道を含めて商店街の衰退というのが、ここ10年、15年著しくなってきたおりました、我々としては、あの通りをとにかくどうにか元気のある昔のにぎわいを取り戻すような、そういう商店街にしていかなければいけないということで、これまで合併前からも何度も何度もいろいろな計画をお金をかけてつくってまいりましたが、一向に進まなかったのが現状でございます、今回また改めて合併後のまちづくりの中で、そういうものを地元に掲げかけた経緯がございます。今度まとまらなかつたら私はもう一切やらないと、私が市長をやっている間は。そういうことを申し上げながら進めさせていただきました。

電線の地中化というのも、これも以前からの、議員がおっしゃるように、大きな課題で

ございました。ただ幾らこっちが強い意思を持って、相手の気持ちが動くことばかりではないというようなこともございます。地元としては、先ほど部長が答弁あったように、電柱については敷地内にセットバックしたと、そういう意識もございます。それと、時間をかけている間に、あそこがもっと衰退してしまうんじゃないかと、スピード感を持って進めていかなければならないと。この考え方でちょうど話し合いを進めてきた中で東日本大震災があって、さらにあそこの衰退が進んでしまうんじゃないかと。しからば、道路についてはとにかく現道の中で歩行者優先の道路整備をしていくことが必要だということで、最終的に方向が決まったわけでございます。今回の道路に石を使うことについての議論はわきに置いておいて、今回道路を整備したからあそこのぎわいが戻るわけではないということは、私も地元は何回もそれは申し上げてまいりました。

最終的には、あそこの通りの景観とか町並みとか、そういうものをどうしていくかということ、これを第2段階として今議論をスタートしたところでございます。今度は、道路の整備に関しては地元の人々の1円の負担もあるわけじゃありませんし、自分ちの土地が利害関係で絡むわけじゃありません。ですから、大変協議はしていただきましたけれども、そういう意味ではまとまりやすい基本があったわけです。今度は、自分の店をどういう景観を統一しながら店整備をするかとか、それに伴って自分の自己負担が出るとか、あとは、住んでいる人と店を持っている人が違うとか、いろいろな課題があるんです。今回も、全部の土地の所有者、全部の建物の所有者が出てきたわけではございませんので、今後は、そういう人たちをいかに引っ張り出して、道路がきれいになりました、歩行者のための歩道を拡幅しました、じゃ、町並みをどうするんだと、城下町だの門前通りにふさわしい町並みにどうやって整備していくかと。ここが私はひとつの課題だと思っていまして、もちろん町並みを整備するには店先をどういうコンセプトで統一して整備していくかには、市も支援策も考えなければなりません、基本的には自分たちがやっぱり考えていかなければいけないということですので、そういう意味で1人でも多くといますか、全員とにかく出てきてもらってテーブルに着いていただくということで今投げかけをさせていただいているところでございます。

これも、時間かかって何年でもやっていけば、ぐだぐだ、ぐだぐだ、やっていけばいいという問題ではございませんので、一定の目安をつけて私は議論を進めていきたいなと。それで本当にお客さんが戻るのかということ、そういうハード面の整備とあわせて、やっぱり客接待のソフト面の考え方です。私は、はっきり言っているんですが、あそこについては欠けているところが非常にあると、やっぱりそういうソフト面もしっかり取り組んでいかなければ、衰退してしまいますよということをお願いさせていただいているところでございますので、我々も積極的にしっかり取り組みますが、地元の方にもなお一層考えてもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小菌江一三君） 石田安夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時20分に再開いたします。

午後2時09分休憩

午後2時20分再開

○議長（小菌江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。鈴木君。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問をいたします。

東日本大震災から2年3カ月がたちました。しかし、福島原発からの冷却水の漏れや湧水の処理などの対応策がないのが今の現状ではないでしょうか。多くの人が命を削っての除染作業も困難を極めています。いまだに15万人以上の方が帰るに帰られず、避難生活を余儀なくされている現状は、原発事故の持つ重大さを改めて思い知らされます。このような事故を二度と起こしてはならない決意が今重要ではないでしょうか。

その一方で、原発の際稼働や輸出の動きはゆゆしき問題で憂慮される事態です。笠間市は東海第二原発から30キロ圏内に一部が入ることから原子力災害対策計画の策定が進められていますが、過酷事故を想定した計画であっても原発が安全だという裏づけにはなるとは言えません。再稼働の条件にしてはならないと思っています。私は、ことしの3月と5月に行われました市の防災会議を傍聴しましたが、国や県の具体的な計画が示されない中で市の計画を作成しなければならないという今困難が担当者にはあり苦慮しているのではないかと思います。

以下、質問いたします。

笠間市の原子力災害対策計画について伺います。

防災会議の中で私が問題だと思ったのは、県の指示待ちになっている点は何点もありました。これは問題といわなければなりません。

一つには、県は計画をつくるに当たり36から40のパターンで放射性物質の拡散シミュレーションを行い計画を立てるとしてはいますが、何らかの指示または方針が県から示されているのでしょうか。

二つに、県は避難する場合にバス7,000台、20%は乗用車としておりますが、市の計画、例えば笠間市にはどのようなバスがあるのか、そのようなことを考えているか伺います。

三つに、県は1回に24万人が避難できるとしてはいますが、これは7,000台掛ける35人で計算すると24万5,000人になるということになるわけですが、そのほかの人は一次避難場所に待機するということになっております。当初はコンクリートの建物中とありましたが、県の改定案を見ますと、コンクリートの部分がすべてとっていいくらいなくなっております。市の計画には、コンクリートの建物に一次避難としていますが、すべて確保する予

定、市として計画があるのでしょうか伺いたいと思います。

四つに、また計画の中に、食料等の確保、備蓄が何も記載されておりませんが、今、通説的には1週間の備蓄が必要だというふうに言われています。その点をどのように考えているのでしょうか。

五つに、今後のスケジュールの問題です。この間、3月に行われました25年度第1回の市の防災会議において、25年内に、今年度内に、市町村広域避難計画等策定指針の公表を予定しているというふうになっておりますが、市民に対して、このような計画を立てたときにどのように周知徹底していくのか、その計画があれば伺いたいと思います。

二つに、エコフロンティア問題の管理について伺います。

エコフロンティアかさまの受け入れ基準には、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れ禁止というふうに書かれております。一般廃棄物と産業廃棄物の管理型最終処分場としてエコフロンティアは建設されているからであります。福島原発事故以来、国が8,000ベクレル以下ならよしとして県内外の受け入れが始まり、既に3月末までに5万2,000トンを超える大量の放射性物質が処分場の一角に今埋め立てられるようになりました。

そこで、以下、質問します。

当初の基準に照らして、まず、この点は矛盾していると思いませんか。適応できる施設ではない現状をどのように考えているか伺いたいと思います。

平成25年3月議会において、特定有害産業廃棄物の受け入れが開業時からできる中間処理施設となっているというふうな回答がありました。中間処理施設ということは、どういうことを意味しているのでしょうか。仮置きという性格で一時保存という意味ではありませんか。また、特定産業廃棄物の許可の点について私たちがエコフロンティアの課長さんとお話ししたときに、いやそんなことは知らないというふうに言われたことを今思い出します。

三つに、平成24年、昨年環境保全委員会において、放射性物質の漏出問題について委員から改善すべきだという意見が強く出されました。シート等の問題を指摘して改善するように求めましたが、それ以後どのような現状になっているか市としては把握しているかどうか伺います。

エコフロンティアかさまは、既に建設されて10年がたちました。施設の劣化、老朽化は避けることはできません。水や空気の汚染を引き起こすことのないような施設の管理に万全を尽くす必要があります。どう管理の徹底を図っていくのか、市としても事業団に求めるべきではないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

県からの指示等についてのご質問ですが、県は、市町村や県を超えた広域避難計画について、天候や時間帯などさまざまな条件のもと36通りの避難方法のシミュレーションを行い、それを参考に各自治体が広域避難計画を策定するための指針を示すとしております。しかし、現在、県の方で作業中であり、まだ方針などは示されておられません。

次に、避難する場合の交通手段等の手法についてですが、県で示す指針に基づき市の計画を策定してまいります。

続いて、避難についてですが、計画では、緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を実施することを原則としております。この屋内退避については、一次避難として、緊急時にコンクリート屋内退避施設に限らず自宅や身近な建物に、より早く屋内退避を行っていただくことが有効であり、その後、緊急時環境放射線モニタリングの分析結果等により、さらなる広域的な避難や安定沃素剤の予防服用など次の段階の具体的な防護措置を行うことを想定しておりますので、既存のコンクリート屋内退避施設の活用は考えられますが、新たな建設により確保する予定はありません。

次に、食料の備蓄についてですが、原子力災害計画編に定めのない事項については、風水害等対策計画編によるものとしており、食料の確保については、風水害対策計画編の第2章第12節に食料供給計画として、応急的な炊き出しや避難者に対しての必要な食料品の支給など一時的に被害者の食生活を保護することを位置づけ、拠点避難所に1,800食、支所等に約3,000食を備蓄しております。しかしながら、最も重要なこととして、みずからの身はみずからが守るという防災の基本にのっとり、市民に対して3日分の食料の備蓄を図るように呼びかけることとしております。

なお、1週間分の備蓄の必要性については、東南海地震への備えとして政府の有識者会議から各家庭での備蓄を確保するよう求めたものでございます。

最後に、スケジュール等については、5月22日に開催した平成25年度第1回防災会議において示した今後のスケジュールの中で県が行う内容として、ご質問の市町村広域避難計画等策定指針、仮称ですけれども、公表を予定しております。それを受けて市は広域避難計画及び安定沃素剤予防服用指針の策定を予定しているもので、策定され次第、必要に応じて防災パンフレットや「広報かさま」等のさまざまな手法により市民への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

平成22年11月、茨城県、茨城県環境保全事業団、笠間市、福田地区対策協議会において締結されているエコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定

書、いわゆる4者協定において、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れ禁止となっており、東日本大震災の災害廃棄物で放射能汚染物質を受け入れている現状に対するご質問かと思いますが、この4者協定において規定している放射性物質に汚染されたものは、原子力関連施設から排出された放射性廃棄物や管理区域内で発生した廃棄物について限定しております。その後、ご存じのように東日本大震災による福島第一原発事故の発生に伴い放射性物質汚染対処特措法等の新たな法律が制定され、8,000ベクレルパーキログラム以下の放射性物質に関しては埋め立て可能との基準がございます。エコフロンティアかさまにおいては、さらに熔融処理する焼却灰等の受け入れは4,000ベクレルパーキログラム以下、埋め立て処分する焼却灰等は8,000ベクレルパーキログラム以下とし、法令に基づいて問題なく処理されております。

2番目といたしまして、特定有害産業廃棄物のうち、特に爆発性、毒性、感染性が高いアスベスト等が廃棄物処理法で定められております。エコフロンティアかさまは開業当初から、特定有害産業廃棄物を破砕、熔融できる中間処理施設として受け入れができる施設で、法令の処理基準に従い適正に処理されており、仮置きという一時保存の意味ではございません。

また、特定有害産業廃棄物の許可についてのご質問ですが、これは3月にもお答えしているんですが、茨城県環境保全事業団は、平成17年7月20日付で茨城県から廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物処理に係る許可を受けております。特定有害産業廃棄物は、この特別管理産業廃棄物の一つの項目であり、処分できる種類として分類されておまして、単体としての特定有害産業廃棄物の許可の必要はございません。

三つ目に、環境保全委員会においての質疑でございますが、漏出しないように排出すべきであり、どのような現状であるかのご質問でございますが、事業団においては、漏出しないようさきのガイドラインに基づき遮水シートをかぶせ、その上に傾斜をつけ覆土することにより、降雨による雨水の浸入を防止する措置を行っているという説明を受けており、市でも確認しております。

最後に、4番目としまして、遮水工の施設の老朽化による施設の管理についてのご質問ですが、遮水工については国の構造基準を大きく上回る多重遮水構造により安全性を高めるものとなっており、万が一、遮水シートに破損が生じても、検知システムが設置されており破損位置の特定ができ、修復可能な体制がとられております。また、地下水集水管からの水質の確認により遮水シートの異常については常時監視しており、管理の徹底を図っております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 今、一応回答いただきましたけれども、まず、原子力災害計画の問題です。7,000台というふうに私たちは聞いているわけです。それで90何万人――30

キロ圏に笠間市の3万人ぐらい入っているわけですが、約100万人いると、そのうちの20%は自家用車だというふうにも聞いているんです。そのことは公式の文書にはたしか言っていないかもしれないけれども、例えば7,000台という話、さっき言いましたけれども、知事さんがよく24万人と言うんです。一時的に7,000台の車を集められればというふうに言っているわけですが、平均して35人、50人あたり、マイクロバスみたいなものもあるから35人を掛けると24万5,000人が乗れる計算になるんです。それで24万人からの人を一時的に避難できるというふうに言っているわけです。じゃ、笠間市は、そのうち何台占めているかということで、その根拠は車検の登録台数なんです、バスの。これ全市町村載っていますけれども、ちょうど全県下で集めると7,080台あるんです。いわゆる乗り合い自動車、自家用と事業用で。笠間市の場合は、旧笠間市で107台なんです。自家用が66台、事業用が41台です。それで、友部が一番多くて790台、岩間町は635台が一応車検上は登録されているんです。これは平成22年の資料ですから、これとは違うと思うんですけれども、これをもとにして7,000台という数字が私は出てきたんじゃないかと思うんです。

たしかいろいろな計画は、県が基本的な計画36パターンというのは新聞にも出ましたけれども、4月中に終わるということになっていないんです。ところが終わっていないんです。いろいろ聞いていくと、民間の業者に頼んで、5月の末ごろに聞いた話だと、まだ全部でき上がっていないと、36パターンというのは。初めは40パターンと聞いていたんですけれども、いろいろ季節、風向き、その他を勘案して、どういうふうに放射性物質が拡散していくかというのを出すと、それが出たときに、こういう風のときにはこういうコースでどこどこへ避難するというのを出すというのが基本的だと思うんですけれども、ただそれを待っていてもいつ出るかはちょっとわからないんです。いつまでに終わるかということもいろいろ聞いているんですけれども、なかなかはっきりしないんです。確かそういうふうなことをやらないと、福島原発のときのように、飯舘村は安心だからといって避難させたらあそこが一番高かったという話もあるんで、そのことはやはり十分勘案しておく必要もあると思うんです。

これさっき言ったように、旧笠間市で107台、自家用が66台、事業用が41台ということで車検登録されているという表があるわけですが、実際避難するのはそれじゃなくて、やはりそういうことが起こった場合、何台ぐらいが笠間市として手当てできるかということも今から計画立てて、どういうところにあるかということも調べておくということも必要じゃないかと思うんです。4月中というのが5月の末になっても終わっていないので、いつになって出てくるかわかりませんが、そういうふうな計画を確か県の方針待ちということもひとつにありますけれども、実際には、できるところは自主的にやっておくということが必要だと思うんです。

それで、これは余計なちょっとあれですが、私たちが関連する30キロ圏の市町村集めていろいろな会議やったときに、1市だけがちょっと避難先書いてあるんです。ただ

避難先が書いてあるけれども、それは希望的にこういうところまで行けば――。一番遠いところ1,000キロです、日立から。山口県の方まで行くとか、山梨県に行って300何キロとかなんとかということを一応出してあるけれども、いろいろ細かく聞いたら、そういうところまで一応友好都市があるから、一応そういうところへ計画してはいないけれども、行くような可能性もあるということであつとここに書いてあるんです、いろいろ細かく聞くと。

それで、やはりこの問題は難しく、ただ市町村がやるだけじゃ。やはり国、県がちゃんとした計画を持って広域的な中でどういうふうに動くかということをやつて、お互いに意思疎通していかないと大変だと思うんです。古河の議員に会ったときに、古河の方は県西で、どうも受け入れるようになるらしいと、何千人来るかわからないと。例えば2,000人、3,000人という人が来たときに、どこへ収容するんだと、どうしたらいいんだということになって大騒ぎになったそうです、一時期そういう話が出たときに。

これさっきの備蓄のことも言いましたけれども、たしか家庭で7日間ぐらい備蓄しろといっているわけです。7日間備蓄すると昼2昼分ぐらいになるそうです、面積で、並べちゃうと。その広さはいざ知らず、例えば避難する場合には、笠間市から避難するとき笠間市に置いてもしようがないわけで、どこへ行くかという計画立てたときに、そちらの方へどういうふうに備蓄するかという問題もあるので、これはなかなか私は難しい問題が起きてくると思うんですけれども、そういうことに関連して県の方から少しでも早くシミュレーションしたのをやっぱり出してもらってやらなかったら、これいつまでたつてもできないんじゃないかと思うんです。

この備蓄の話聞いたのは2月なんです、備蓄じゃない、シミュレーションの話は。2月の5日と15日に――2月の13日に県の防災会議やつて、14日か13日の茨城新聞にばあつと出たんです、防災計画が立てられたと。そのとき私も市にすぐ来てもらったのは、この県の計画というのはあるわけですがけれども、そのとき初めて、こういう重大な問題知ったんです。そのとき、東海第二原発の再稼働阻止・廃炉を目指す県民センターという組織があるんです、茨大の先生2人が代表になって。その人たちのグループと県の担当者と話し合いましたんです、相当細かい。正式な議事録じゃないんですけれども、メモ的なことで私はいただいたんですが、そういう中に、そういうこと全部載つてきているんです。だから、県の担当者としてはそういうことをあらかじめ考えていたと、仙台の問題だとか40パターンの問題だとか。私は、ひとつは県としても決まったことじゃなきゃ市町村に正確にはおろせないというふうにするんですけれども、そういうこと一応あつたら、こういうことで計画立てて、みんな見てくれないかというようなことを僕は市町村に示さなければ、県でちゃんとしたものできてからやつて下さいじゃ、この防災計画というのは間に合わないと思うんです。どうも、その辺が腑に落ちないんです、これを聞いていくと。だから、話がちょっとずれちゃったりなんかするんです。そのメモを見ますと、そういうことが結構

細かく書いてあって、懇談結果というメモが何ページかにわたってあるわけですが、そこにいろいろな、こういうさっき言ったようなことが出ているということです。

それと、もう一つは、一次避難するという問題は、さっき回答もありましたけれども、たしか一次避難しなきゃならない事態になるんです。20何万人かが一時期に一度乗っても、それが1日なり2日なり現地にとどまっていなければならないということになるわけですから。私は県の計画で一番何だこれかと思ったのは、これは2月の14日に市の方からしていたのをちょっともらった資料です。これを見ていくと、初めはちゃんとしっかりとコンクリートの建物に避難すると書いてあるんです。しかも、そのコンクリートの建物をだれが準備するかといったら事業者なんです。東海第二原発をやっている人たち、大洗の、もんじゅをやっている、市の、それがちゃんとここに明記されているんです。日本原子力発電とか、日本原子力研究開発機構東海研究開発センターだとか、日本原子力研究開発大洗研究開発センター高速実験炉常陽とか、そういうところがコンクリートの建物を探してちゃんと用意するというふうに書かれているんです。それ一時的にどのくらいの期間になるかわかりませんが、それが一番先の県の計画なんです。これ私がただ言っている、こういうふうにちゃんと――これは市でも知っていると思うんです。ところが、今までそういうことで出していたのが、改訂版になったら抜けちゃっているんです。こういうふうに全然なくなっちゃったんです、そっくり。

だから、先ほど出したのは、私が言ったことは、市の防災計画の中には一次避難でもコンクリートの建物というふうに書いてあるわけですが、それはいいことだと思うんですけれども、県の防災計画、これはことしの3月に補正修正したというやつですけれども、これは県のホームページから拾い出しましたけれども、そこには、ただ2行ぐらいしか書いていないんです。コンクリート屋内退避体制の整備ということで、県は所在関係市町村に対して、コンクリート屋内避難施設についてあらかじめ調査し具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言及び指導を行うと、各市町村がやれと今度はこういうふうに書かれてきたんです。

そうすると、初めは、県というか事業者が責任持つように書いてありながら、ここまできるとすると市としては大変だと思うんです。コンクリートの建物なんてあるはずないんだから、笠間市見ても。一時的には体育館や何かありますけれども、コンクリートでちゃんとした建物としたら、今度、換気扇の問題だとか何とか起きるんで、これは簡単な問題じゃないと思うんです。だけれども、事故が予想されて、こういうことが出てくるとしたら、ある程度の施設も笠間市としては可能性があるかどうかということは準備しておかなければならないというのが実態じゃないかと思うんです。私は、その辺のことが、この市の計画見て、それはそれ以上は書けないだろうなとは思いますが、やはり避難経路の問題だとか避難場所の問題、そして、一時的に避難する場所の問題、その間のいろいろな食料等の備蓄の問題等をどういうふうにこれから体制的に整えるのか、これ大変なことだと

思うんです。

それで、これはただ単に市が計画を立てていけばいいじゃなくて、市行政と住民と、それで、議会も一緒になって、これらがどういうように実施されるかということはよく知っていかなきゃならない。もちろん、こんな事態になったら困ります。事態が起こらないことが私たちの一番望むところでありますけれども、一応過酷事故を予定してこういうものをつくるとしたら、そこまでやっぱり考えなければならぬというふうに私は思うんです。だから、これから計画をつくる上で、きつともっとこれも分厚くなって、もっと細かいこと書かれてくると思うんですけれども、これ読んでもなかなか、一通りさっと見ましたけれども、なかなか理解できないというか、必要なところだけ拾い読みしたんですが、やはりその辺のことを考慮して、どういうふうに市民に徹底、知ってもらおうかという努力が、これは大変だと思うんです。概略版、その他もできると思いますが、そういう点を今後どのように、日程的には今年中に、さっき言ったように、市のこの間の防災計画のときの資料の4に載っていた日程から私はそれを言ったわけですが、その間じゃなくて、その後も、どういうふうに説明しながら徹底していくのか、これは大変なことだというふうに思わざるを得ないんです。一番問題は、私は、その辺だと思うんです。やはり県がもっと情報というか、こういう段階になっているから、これでどうしたらいいか考えてくれよということをやはり率直に出してもらわないと、なかなか方針というのはつukられないんじゃないかというふうに思うんです。

それと、エコフロンティアの問題。この中間処理ということをどういうふうに考えているかということです。あそこは最終処分場としてつくられたわけでしょう。あそこへ埋めることできないでしょう、中間処理施設だったら。中間処理施設だったら、そこで中間処理してどこかほかの処分場へ持っていかなきゃならない。だから、これを見たときに、どういうふうに考えたらいいかなというふうに私は思ったんです。これやはりあそこで破砕したり、いろいろなことをして中間処理した場合、埋めてしまうということは中間処理施設はできないということなんです。それが、この処分場の問題です。

それと、私がこの間も言いましたけれども、これはきっと既にご存じだと思うんです。環境省が23年の12月に、あの事故が起きた直後にこういうのを出しているんです。第5部まであるんです。この第2部の中に、こういうふうに図も書いて、どういうふうに処理しなきゃならないか、埋め立てた場合にこういうふうにする、全部書いてあるんだ。それで一番書かれていることは、こういうふうにやれということは、本規定は特定一般廃棄物または特定産業廃棄物を埋め立てている場合において、他の廃棄物と区分し、万が一、放射性物質が溶出しても、下層に、施設下土壌の層で吸着させることで放射性物質の埋め立て層周辺の流出を防止することを目的とする、こういうふうに書いているんです。これみんなここに書いてあること、何カ所もこういうふうに出てくるんです。

ところが、エコフロンティアかさま、どういうふうになっているか知っていますか。あ

そこへ行って私たちはさんざん聞いていますけれども、管理棟から見て左側の方のところに埋めてあると、隔離もしていなければ何もない、ただここに放り出しているだけです。それが私は問題だと言っているんです。放射性物質が入っていることははっきりしている。さっき5万幾らと言いましたけれども、何万トンと。放射性というのは1キロ当たり1,300とか2,000という、そういうので搬入されているんですけれども、入ってくる総量が何万トンとあるわけです。ご存じだと思いますけれども、セシウムの場合は無害になるのには180年ぐらいかかるんです。半減期、半減期、半減期でいって、1%とか何%までいくには180年ぐらいかかる。だから、そういうものが大量に来ている可能性があるので、ちゃんとしたこういうガイドラインが出ているわけです。これはご存じだと思いますけれども、それでこういうふうにやれと、隔離して廃棄物を埋めなきゃいけないと、それで溶出しない。それを先生言ったんです、去年の環境保全委員会で。そのとき何もやっていなかったんです。あのときの事業団の説明というのは、2メートルぐらいの幅のビニールシートをここにかけて並べているだけだと言ったんです。それで、それが問題になったわけですが、やはりその辺のことを考えると、一応涸沼の上流にあって、それがどういうふうに溶出するかという問題もあるわけですから、私は、その辺のことは市としても真剣に考えていただいて、事業団にちゃんとしたことをやれということが必要だと思うんです。どうでしょうか、その辺のことを私たちも事業団にはいろいろ要望書出したり質問書出したりしてやっていますけれども、市としてもやっていただきたいというのが私たちのお願いです。ぜひ、それをやっていただきたいと思います。

言えば、さらにいろいろ問題ありますけれども、今の点について、一つは、一番あれなのは、私が言ったように、県からたしかそういうふうなことは正確には決定していないから公表していないと言われればそれまでですけれども、そうやって必要なところでは県議会でもそういう発言しているそうです。県議の質問に、奈良、仙台とかなんとかということは。そういうふうになれば、そういうことを聞くと、それが正式な県の発言というか方針になってくるわけです。だから、その辺を私は、ひとつ担当者としてはこれは大変なことだと思うんですけれども、県がどういうふうに今あるかということをよく調べていただいて、聞いていただいて計画を立てていくと、そういうしないと二重の手間になるんじゃないかというふうに思うんです。今の私の要望的なこともありますけれども、事業団に対する申し入れ、または避難計画等についての市として本当にコンクリート建物をつくるなんていうことはできないと思うんですけれども、そういう調査するのとかどうかも含めて、ひとつ回答いただければと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 鈴木議員の再度の質問にお答えいたします。

具体的な数字をちょっと示していただきましたけれども、議員もご承知のように、県からの具体的なそういったものは示されておりません。広域での避難の対応は1市町村での

計画では機能しませんし、今後、正式に県からの指針に基づいて実効性のある避難計画を立ててまいりたいと思います。

あと、コンクリート建屋の避難の問題ですけれども、これは先ほど議員の方からもおっしゃられたとおり、建屋に入っていれば放射性降下物にさらされないとか、屋内の方が低線量になるとか、その効果は認められておるものでありますけれども、あくまでも一時的な避難であり、モニタリングの値等によってはすぐほかへ避難しなくちゃならないということです。ほんの一時しのぎの対応で効果があるということで、問題は放射線を被曝しない、放射線を受けないということです。それに沿って新たな建屋を建てるとかそういうことは想定しておりませんので、再度お答えいたします。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木議員、再度のご質問にお答えします。

まず、1点目の特定有害産業廃棄物を含む特別管理産業廃棄物の処分許可ですが、先ほど申し上げましたように、平成17年に県の方から中間処分、破砕あるいは焼却の処分、これと最終処分場の機能は矛盾しないと考えております。

それから、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物のガイドラインですが、これは事故以来できた新たなガイドライン、今までの法規物処理法に上乘せした厳しい処理のガイドラインでございます。先ほど申し上げましたように、環境保全委員に対しても、その後お答えしたような内容で了解を得ています。今後とも、ガイドラインにのっとりた処理方法を市の方でも申し入れていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） エコフロンティアのことについて、事業団が県に出した申請書があるんです。申請書の初めの方のページ、それ書いてあるのを知っているんです、私は。ただ中間処理施設というのは、中間処理してどこかへ持っていく施設なんです、中間処理施設というふうに決めつけてしまうと。あそこは一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場であって、そういうようないろいろな危険物が来たときの中間処理施設じゃないんです。破砕なんかすることによって熔融炉を入れることができるとかなんとかの施設としてはつくられている、破砕、長いものを壊したりなんか。もし中間処理施設だというふうに限定してしまえば、中間処理したものはあそこへ埋め立てられないということ。ということは、埋め立ての基準には入っていないんです、それは危険物は。それが、いろいろ問題になってくるところだと思うんです。これは、この辺の見解の違いじゃなくて、私は、こういう申請書なんかの許可のああいうのを見てもそういうことははっきりしていると思うんです。

それと、やはりこのガイドラインでここに出てきたのは、そういう物質がいわゆる8,000ベクレル以下は一般産業廃棄物としても認められるような政府の見解というのが出て、そのときに、こういうふうな処置をして埋め立てなきゃだめだということがこれに載ってい

るんです。ところが、それはやっていないです、全然それははっきり言って。ここに書かれているような、さっきしたような、こういうふうな処置は全然やっていないです、これははっきり言って。こういう処置、全然やっていない。係員に聞いたって、あの辺の左の方に埋めてあるんだってしか言わないんだから。それだったらそこにこういうように、ちゃんとどこどこにあってこうなってとさえばいい。だれも言わないから、それは。だから、それを問題にするんです。埋め立てるなというよりも、埋め立てたときの処理というのを、管理というのをどうする。それで、今度、管理の問題と言ったんです。ちゃんとしてくれということ私たちは今も絶えず言っているわけですがけれども、なかなかちも明かないし、水源地の近くでもありますから、ぜひとも事業団の方に厳しく申し入れてやっていただきたい。

こういう計画を見ていて自分も矛盾に感じるんです、これが本当に実行できるのかなど。まず、こういう防災計画が発動しなければならないような事態というのを、私たちはつくるために、これから頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。実際は大変な計画です、これは。これをちゃんとして、本当に職員の方々は大変な思いでやっていると思いますけれども。

○議長（小藺江一三君） 答弁求めますか。答弁は要らないですか。

○11番（鈴木貞夫君） いいです。

○議長（小藺江一三君） 以上で、鈴木貞夫君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時15分より再開いたします。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番萩原瑞子さんの発言を許可いたします。萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 15番萩原瑞子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。きょうの最後ということで皆さん大変お疲れだとは存じますけれども、しばらくのおつきあいをいただきたいと思います。執行部の皆様方も、少しだけでも聞いていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

二つほどの今回質問をさせていただいておりますので、初めに、一つとして、市民実感度調査についてお伺いいたします。

市の総合計画後期基本計画では、各施策目標の達成度や結果を客観的にはかるための目安として市民実感度指標を制定し、行政評価制度を活用した評価検証を行い、その結果を今後のまちづくりに反映することを目的に、平成23年度に続き昨年度も市民実感度調査を行いました。行政は市民のための行政であり、行政は究極のサービスともいわれております。市民が行政の施策に対して、どう理解し生活をしているのかを知る上で、何に重点を

置き施策を立てていくのかは重要なことであると思っております。市民の声を聞く実感度調査を行うことは、行政の謙虚さのあらわれであると思えます。私が特に関心を持ちました調査結果を踏まえまして、次の項目について、どのようにとらえているのか、また、今後の対応についてどうされていくのかお伺いいたします。

一つ、健全な財政運営がされていると感じている41.32%です。

2、市から情報提供の手段や内容に満足している51.8%。

3、芸術・文化に親しんでいると感じている39.61%。

4、良好な住環境が形成されていると感じている41.56%。

5、安心して子どもを産み育てるサービスや環境が整っていると感じている38.63%。

6、子どもを必要なときに預けられる人、場所があると感じている55.08%。

以上、一つ目の質問でございます。

次に、二つ目といたしましては、市民憲章を子どもたちの郷土愛についてお伺いいたします。

笠間市民憲章は、平成19年1月1日に制定され、団体によっては、会議、活動の前に唱和されたりしております。笠間市の未来を担う子どもたちの郷土愛を育てるためには、市民憲章を子どもたちにもわかりやすく伝えるとともに、笠間の歴史や文化、自然のすばらしさについての作文コンクールを行うことにより、子どもたちが日々の生活の中で感じる純粋な視点は、郷土愛が育ち、笠間の再発展にもつながる意義深いものがあるのではないかと考えております。作文コンクールを行っていただきたいと思っておりますので、市としての考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 15番萩原議員のご質問にお答え申し上げます。

市民実感度調査は、市が展開しております49の施策に対しまして、市民が暮らしていく中でどのように実感しているのか、どのくらい重要だと感じているのかを把握するための調査で、毎年度実施するものでございます。この調査により得られた結果は、市民実感度や重要度として、よりわかりやすくするため数値化し市民の皆様にお知らせするとともに、5月の広報紙やホームページに掲載いたしました。

市民実感度調査は、回答する方個人個人において質問事項となっている施策が、身近なものであるか、あるいは興味のあるものであるか、その度合いによって調査結果に偏りが見られることもございます。また、実感度と重要度、さらに、施策目標の達成度などを総合的に評価検証する必要がございます。そのため、一律に市民実感度の高い低いを施策の評価を決定づけるものではございません。しかし、施策を構成する既存事業の見直しや新たな事業の創設、さらには、次期総合計画の検討などへつなげていく上では大切な指標の

一つであると考えるものでございます。

ご質問にございます実感度調査の結果に対して、どのようにとらえているか、また、今後どのように対応していくのかということでございますが、1の健全な財政運営がされていると感じている41.32%についてでございますが、これは財政運営の分野における指標で、昨年度と比較してやや増加傾向にあります。市の平成23年度決算における財政状況は、財政健全化法による四つの指標をクリアし、おおむね健全な財政運営を行っているものと考えております。

2の市からの情報提供の手段や内容に満足している51.8%についてでございますが、これは広報広聴の分野における指標で、昨年度と比較して減少傾向にあります。本年1月からはインターネットを通じてフェイスブックや笠間チャンネルによる動画配信を開始したところでございますが、最大限の効果をもたらす媒体や方法を選択しながら、市民の満足度を高めていきたいと考えております。

3の芸術・文化に親しんでいると感じている39.61%についてでございますが、これは芸術・文化の分野における指標で、昨年度と比較して増加傾向にあります。笠間市は芸術・文化に接する環境に恵まれております。市民の皆さんが芸術・文化をより身近なものと感じ、気軽に参加できる環境づくりを進めていきたいと考えております。

4の良好な住環境が形成されていると感じている41.56%についてでございますが、これは住宅の分野における指標で、昨年度と比較して減少傾向にあります。良好な住環境の形成とは、利便性、快適性、安全性が重要であり、総合的に向上させていくものと考えます。その中で、住宅については、区画整理等による市街地の整備やだれもが安全安心で快適に住み続けられるよう、住宅の耐震化や地球環境に配慮したエコ住宅等への補助事業を実施しております。

5の安心して子どもを産み育てるサービスや環境が整っていると感じている38.63%についてでございますが、これは少子化対策の分野における指標でございます。また、6の子どもを必要なときに預けられる人、場所があると感じている55.08%についてでございますが、これは子ども子育て支援の分野における指標で、昨年度と比較して増加傾向にあります。市では、子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業、全小学校における放課後児童クラブの実施など、子ども子育て支援事業を重点施策として展開してきた経緯があり、それら事業における利用者は年々増加し、事業が浸透してきていると考えております。

今回の市民実感度調査によりまして、市民の皆様により市の各施策の取り組みをご理解いただけていない部分もあることを改めて感じましたので、行政をより身近に感じていただけるよう積極的かつ効果的な広報活動をし、施策の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 15番萩原議員のご質問にお答えいたします。

笠間市民憲章を子どもたちが理解し郷土愛を育てるため作文コンクールを行ってはどうかというご質問でございますが、笠間市は市民憲章に基づく市民活動を推進し、市民の意識高揚を図り、住みよいまち、訪れてよいまちを目指して平成19年1月1日に、市民憲章及び市の花、木、鳥を制定いたしました。また、平成19年6月に、市民憲章を推進するため、市民憲章推進協議会を組織いたしました。協議会では、市民憲章の理解を深めるための取り組みとして、協議会のもと実践活動委員会を組織し、委員会ごとに事業計画を立て、市民に広く参加を呼びかけながら各種活動を行っております。

これまでの主な活動内容は、フォトコンテスト、緑のカーテンコンテスト、北山公園、愛宕山、佐白山の清掃に取り組むほか、自主防災フェスティバルの開催、ごみ拾いをしながら歴史散策会や朝のあいさつ運動を実施しております。また、子どもたちが加わった事業としましては、市民憲章全国大会笠間大会での来場者へのあいさつ運動や自主防災フェスティバルにおける子ども会の初期消火の実技体験などを行っております。

市民憲章の推進を教育現場を通して子どもたちにわかりやすく伝えられないかという点については、教育委員会では、市民憲章の考え方に基づいた笠間市教育目標を定めております。この目標を達成するために、地域に根差し地域を育てる教育施策を推進しているところでございます。笠間市では、教育のカリキュラムに合わせて、各学校、各学年ごとに、郷土愛などに関する作文や絵画コンクールに数多く取り組んでいるところでございます。このように、学校では既に郷土愛に関する作文にも取り組んでおりますので、さらに市民憲章の理解を深め郷土愛を育てるための作文コンクールを改めて実施することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） それぞれのご答弁ありがとうございました。

この市民実感度調査を私も見せていただきまして、この評価の指数がすごく低いのにびっくりした次第です。やはり市民への周知が、広報、PRが足りないのかなというようなことを先ほど室長もおっしゃっていましたが、まさしくそうであろうと思えば、市でやっている皆さんのお仕事はどのようなときに報われるのであろうかということもあります。

私は、1の健全な財政運営がされていると感じている41.32%、本当に半分以下の方が、笠間市の財政これでいいんだろうか、夕張までにはならないだろうけれども、何とかやってくれるんじゃないだろうかというような思いもあるのではないかと感じております。それで、この数字に私は大変不服を感じております。なぜなら、私は健全な財政運営がされていると確信をいたしております。23年度の財政状況を見ますと実質公債費比率は11.2%、

県内市町村平均が10.4%です。全国市町村平均で9.9%、他の自治体と比較しても健全な私は数値であろうと思っております。また、地方債現在高比率が149.5%、県内市町村平均は147%ですので、笠間はごくごく平均的だろうといえるでしょう。また、積立金比率は60.3%、県内市町村は43.0%ですから、この平均値と比べて笠間市はたくさんの積立金を保有しているということになると思いますので、この数値から私は、笠間市は健全な財政運営がされていることに安心をして議会活動をさせていただいているわけであります。笠間市の皆様は、もっと財政を知って、笠間市の職員の方たちはこんなに頑張っているんだなということを実感できるような広報活動なり、また、今回の調査の中に、そういうことも組み入れるべきではないかなと思っております。

二つ目の市からの情報提供の手段や内容に満足しているかが51.8%につきましては、笠間市としては、月1回の「広報かさま」、週1回の「広報かさま（お知らせ版）」、その他、担当課によるパンフレット作成、インターネットによる情報提供等、行政施策のすべてを提供していると私は感じております。情報をとる市民の努力が必要ではないかと感じておりますが、手段の内容を検討する必要があると思っております。

3の芸術・文化に親しんでいると感じているが39.61%、良好な住環境が形成されていると感じている41.5%につきましては、笠間市のキャッチフレーズの一つに芸術と文化のまちかさまがあります。市民一人一人が笠間のまちに関心を持ち、郷土愛、すなわち住んでいるところのよいところを見つけ愛着を感じるにより、住んでよいまち笠間を実感できるのではないかと思います。それには、子どものときから住んでいる地域を知ることではないでしょうか。それによって郷土を愛する心が養われ、ひいては郷土の芸術・文化を理解し、良好な住環境が形成されていることを実感するのではないかと思います。よって、実感度のパーセントは上がることを確信いたしております。また、これらは一人一人の価値観の相違でもあるということもどこかにあるということも私も感じてはおります。

5の安心して子どもを産み育てるサービスや環境が整っていると感じている、これは低いです38.63%。子どもを必要なときに預けられる人、場所があると感じている55.08%です。市の重要施策として子育て支援に取り組んでまいりました。支援内容は、私は他の市町村に引けをとらないと思っております。ただひとつ残念に思っていることは、医療費助成に所得制限があることであります。今回の調査結果を興味深く見ていた私が、もし議員の立場でなかったとしたら、子育て環境に実感している38.6%に対して笠間市は何と子育てしにくいところだろうという認識を持ってしまうと思えます。

この調査から見る数値をどのようにとらえたらよいのか非常に難しいところとは思いますが、いろいろな見方があると思えます。各担当課が今後について考えていただけることをお願いしたいと思います。一生懸命に仕事をしていることを評価されるよう、次回の調査に関しましては、質問の項目、項目についての内容説明等を記入し、理解をして

いただいた上で回答していただくことが必要ではないかと思っております。各担当課は、2回の調査を踏まえ改善すべきところがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

ちょっと失礼します。汗が目に入りました。済みません。

次に、二つ目の市民憲章を子どもたちの郷土愛についてとありますけれども、ご答弁、冷たいご答弁ですよ、部長。私は、過日、沖縄を旅行し、宿泊先のホテルの1室に1冊の雑誌が置かれてありました。何気なく読んでおりました。沖縄の小中高大学生による意見発表コンクールの入賞作品集でした。小学1年生の作文に、感受性の豊さ、表現力のすばらしさを感じながら、幾つかの作文を読んでいるうちに、作文のすべてが笠間市の発展に、そして、未来につながるのではないかと思い、フロントにお願いをいたしまして1冊をいただいてまいりました。このことがきっかけとなりまして今回の質問事項となりました。作文のすべてをご紹介したいところがございますけれども、時間の関係上、皆さんもお疲れでしょうから、少しだけ一部をご紹介します。

沖縄県の宮古島の1年生です。島のおじいやおばあは、優しくて、すごく元気で、働き者が多いです。私のおばあちゃんも、とても働き者で、民宿と食堂をしています。観光で来たお客さんは伊良部島の海や自然を見て、すごくきれいだった、世界一だねと言ってくれます。そして、帰るときには、また来ますと笑顔で帰っていきます。この言葉を聞くと、私は、すごくうれしい気持ちになります。私は、自然がいっぱいで、働き者のおじいやおばあがたくさんいる伊良部島が大好きです。たくさんの人に伊良部島のすばらしいところを見て知ってもらいたいです。そして、私と同じように伊良部島を大好きになってもらいたいです。1年生の子が、こんなことを書くんです。

その次、これは那覇市の小学3年生です。沖縄には、おいしい食べ物もいっぱいあります。その中でも、私はゴーヤチャンプルーが好きです。お父さんとお母さんは沖縄そばが大好きです。沖縄にあるガジュマルの木があります。沖縄には日陰のある公園が少ないです。夏の暑い日、公園で遊んでいると、とても暑くてきついです。ガジュマルの木がいっぱいあったら日陰もできるし、ガジュマルの木を植えてほしいです。いいですね、こういう感覚って。

それから、ようこそ沖縄観光ツアーへということで、小学5年生です。私が住んでいるここ沖縄には、たくさんの伝説があることをご存じですか。沖縄本島や離島など、さまざまな地域で語り継がれています。きょうは、この伝説のあった場所へ皆さんを案内したいと思います。とって幾つかの伝説が出てきます。そして、最後に、日本じゅう、いや世界じゅうの人たちに沖縄の伝説を聞かせたいです。沖縄の風や光、希望、喜び、悲しみを一緒に感じていただけたら、きっとすてきな沖縄を楽しめるかと思えます。一緒にファンタジーな世界をのぞいてみませんか。行こうよ沖縄、伝説ツアーへ。

次に、うるま市の6年生です。皆さんは、沖縄のことを、自分の住んでいる地域のこと

をどのくらい知っていますか。地域の伝統芸能や歴史、風習や習慣など、いろいろあると思いますが、どれくらい理解していますか。多分ほとんどの人が、うまく伝えることができないと思います。だから、私が、まず最初に考えたことは、地域の人々が地域のことを学び、知り、伝統芸能や習慣などを守り続けながら、沖縄のことを知り、学び、各地域独自の観光を考え、PRしていくことが大切だと思います。なぜなら、地域によってさまざまな伝統芸能や風習があるからです。それを失うことは、大切な財産を失うことと同じだと思っているからです。地域のことを大切に、1人でも多くの人々に、各地域のよさを、沖縄のすばらしさを伝えていきたいと思っております。

次に、沖縄県立高等学校3年生の方です。観光は平和産業です。観光された友が喜ばれて帰ることにより、沖縄も潤うのです。沖縄の人は、観光という大きなエネルギーがあることに気づいていないのです。沖縄の人が知恵を出し合い、沖縄を訪れた人が思い出を胸に笑顔で帰っていかれたとしたら、沖縄の産業である観光はまだまだ伸ばしていける可能性を持っています。

というようなことがありまして、最後に、今回の意見発表コンクールということですので、グランプリというのがあるんです。その方のをちょっと読んでみます。これは、沖縄琉球大学4年生の方です。私は地元沖縄が大好きで、人一倍地元愛が強いので、きっと皆さんも同じ気持ちだと思います。しかし、好きだからといって守るだけではないということ、今回、改めて思い知らされましたし、沖縄が好きだからこそ沖縄のよいところにも悪いところにもしっかりと目を向け、よい沖縄をつくり上げるために必要でないものと、そうでないものを県民みんなの一つ一つ選択していかなければなりません。本当の意味で沖縄の未来を考えられる人々になってほしいということです。特に次世代を担う私たち若者こそ、率先して沖縄の将来を考えていく必要があると思います。沖縄に対して無関心過ぎることが私たち若者の反省すべき点であり、一人一人の意識を変えるだけで沖縄観光は今後ますます発展していけることでしょう。よりよい沖縄の未来のために、まず一歩、知る努力から始めていきませんかというようなことが書かれておりました。さすが沖縄ですね。片側、日本語版で、片側、英語版になっております。

ということで、少しは皆さん、笠間にもこういったコンクールがあったらいいな、なんて思いませんでしたか。自分の住んでいるところの人間関係、自然、文化、芸術を、日々を通して観察し、すばらしいところで生活していることに喜びを感じ、多くの人々に伝えたいと思っているのです。まさに郷土愛にあふれている作文ではないかと思っております。住んでいる人々が郷土愛を感じているところには元気があり、だれもが行ってみたいくなるものではないでしょうか。この意見発表コンクールは、民間団体が主催し、後援には、県、報道機関が入っております。

主催者側の趣旨の一部を紹介させていただきます。未来を担う子どもたちが、沖縄の文化や歴史、自然、風土のすばらしさを再発見し、郷土愛をはぐくんでいただくとともに、

本コンクールを通して意見や考えをまとめ、発表をすることで、表現力に磨きをかけ、グローバルな時代に対応できる人材になっていただけるよう、文化的資質の向上を図ることを目的としております。そして、今後、沖縄がさらに発展していく上で重要なのは、県民の皆様一人一人の観光に対するご理解とご支援であり、この豊かな財産を子どもたちへ継承していくことが沖縄の将来の発展につながるものと考えております。というような趣旨も載っておりました。

笠間と沖縄を比べることはできませんが、未来を担う子どもたちが笠間に関する作文を書くことにより、郷土の文化、歴史、自然、芸術のすばらしさを再発見することによって、心の豊かさと自信につながり、市民憲章をはぐくむことができるのではないかと考えております。子どもたちの純粋な見方が笠間の観光の活力にもなるのではないのでしょうか。実感度調査の芸術・文化に親しんでいると感じている、または、良好な住環境が形成されていると感じているの低いパーセンテージを高くする要因にもなるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

先ほど部長の答弁の中に、既に笠間市の学校教育の中で、笠間市のよいところと言いましたか、笠間市に関する作文を子どもたちに書かせているような答弁がありましたけれども、それらを集めてぜひこういった1冊にして、やはりそういうところで意見を発表させてあげて、各自が、そういうことによって自信を持って、この笠間市をますます愛する子どもたちになっていただけるということが、これからの笠間の発展にもつながるのではないかと考えております。部長の答弁は結構ですので、教育長さん、教育の立場から、やはりそういったものでコンクールというようなものをして、この笠間の発展、笠間の再発見、そして、何といたっても笠間は観光笠間ですから、そういうところ、大人には見えないものが子どもたちの目にはあるのではないかなと思いますので、そういった観点からもご答弁をいただければありがたいと思います。

また、市長、やはり市長が一言でうんと言えれば何でもなるんですけどもね、大体が。本当に今回の実感度調査は、市長はどのようにお考えになりましたか。私は、今回のこの調査の結果が低いのに、とても議員としても情けなく寂しく感じましたので、本当にもっと皆さんが日ごろやっているお仕事が市民の皆さんに認められていいんじゃないかなと思っておりますので、市長のお立場で、ぜひご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 学校でも郷土教育は大変大事だというふうに思っております。実は、余りご存じないかもしれませんが、笠間稲荷神社が主催で私の大好きな笠間という絵画コンクールを毎年持っています。応募点数がかなり多くて、そして、子どもたちが印象に残った笠間を、それから、笠間の行事、そういうものをかいています。むしろ、私は、ある意味で作文よりも訴えるものがあるというふうに思っています。また、全国子ども陶芸展、笠間焼を中心としたものがあります。それから、市が関係している作文コン

クール等で申しますと、男女共同参画社会の作文コンクールがある。それは各家庭のよさ、それから、お父さん、お母さんたちが協力しているとか、何かアクシデントがあったときにお父さんが力を発揮してみたいに、その家族の大事なところを書いています。税に関する作文も、実はコンクールで出しています。それは子どもたちが、道路だとか、そういうものに税が使われているとか、そういうものについて触れています。もう一つは、人権作文コンクールがあります。今述べただけで、学校で取り上げていく絵画コンクール、作文コンクールはたくさんあります。その中で子どもたちは一生懸命考えたり、それから、自分で選びながらやっています。もし笠間市でとか、そういうところで、そういうコンクールとか、そういうことで取り組むということであれば協力はやぶさかではございません。ただ子どもたちの郷土教育は学校教育の中で何とか取り入れていきたいということで、私も今、教育委員会として手だてを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをしたいと思います。

この市民の実感度調査に対する考え方でございますが、調査に出た結果、市民が求める重要度、また市民が求めているもの、これらについては我々行政が進めている課題的なものとダブるものが結構多いなという感じは持っております。

ただ一方で、先ほど萩原議員もございましたように、財政についてとか、そういうちょっと専門的な知識を有するものについては、どうしても比較、パーセントの中では低くなってしまふのかなという感じは持っております。それと、もしかしたら、役所にはむだがあるみたいような固定観念を持っている方が大勢いらっしゃるんじゃないかなというような感じもしております。また、個別に言えば芸術・文化という点については、他の市町村から比べると笠間はかなり、もうちょっといい結果が出てよかったのかなというふうに思っております。

いずれにせよ、しっかりとした正しい情報を、しっかりいろいろな形を通じて市民に伝えること、粘り強く伝えていくこと、そういうものが市の施策をしっかり理解していただいて、こういうものに反映してくるのかなと思っておりますので、ただ住民の方も、必ずしも情報の受け取り方については関心のあるものかないものといろいろございますので、その辺含めて粘り強く情報提供をしっかりいろいろな手段を使って提供をしていきたいなというふうに思っておりますし、調査の仕方についてもいろいろ工夫を、決して行政がいい評価をもらうためにやっているわけではございませんで、そういう誘導的なことはもちろんする考えは毛頭ございませんが、実態がやっぱり正確に出る、そういう意味でのこの調査のあり方というのはよく考えながら今後も続けていきたいなと思っております。

それと、市民憲章の郷土愛を育てるということについては、考え方は私も萩原さんも多

分一緒だと思っておりますが、作文を通じてやる方法も一つの考え方でございますし、また違った形でやることも一つであろうかなと思っておりますし、教育委員会で今教育長からお話がありましたように、いろいろな形で作文をやったり、笠間の歴史だとか、文化とか芸術だとか、自然だとか、そういうものの調査をやって発表会をやったり、いろいろな形を通じてやっているのはやっているとは十分思っています。ただ、そういうことをやっぱりなかなか、さっきの行政情報と同じように知られていないというところもございしますので、一つの本にまとめるなんかというのは一つの考え方かなというふうに思っておりますので、今後とも教育委員会ともよく話し合っただけ進めていきたいなと思っております。

市長が言えば何でもできるということも、またこれも、役所はやっぱり組織で合意形成も必要でございますので、その点については、リーダーシップは発揮していきますが、また別問題であるということもご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 萩原議員。

○15番（萩原瑞子君） 各担当課も今回の調査結果を見て、いろいろとお考えはあると思いますけれども、市長のご答弁の中で大体を推測させていただきたいと思っております。この実感度調査、本当に今回、去年もそうですけれども、本当に低いんです。やはり皆さんが一生懸命仕事していること、そして、私たち24人の議員も笠間市が健全な財政の中で市民の方が安心した生活をできるように日々活動をしているわけですから、やはりそれらを十分市民の皆さんに広報なり、PRなりをしていただけて、正しいところを認識していただけたらなと思っております。

特に子育て支援は、子育てガイドブックですか、あのようにすばらしい小冊子ができているんで、あれを見ると大体網羅されて、こんなに笠間市はやっているんだなということがわかると思うんです。先ほどご答弁の中にもありましたけれども、自分の興味のあるもの、確かにそういった興味のあるものとかないものによつてのその差というのはすごいと思うんです。だけれども、ここに数字的に出ちゃうと、子育て支援の環境が形成されているとかというのが38.6%だということ、何かこれだけの数値を見て、笠間ってこんなに子育て支援には力が入っていないし、本当に環境的にも育てるのにはどうかなというようなことにもなりかねないと思うんです。だから、これから、また来年度も行うということですので、よく質問事項、質問内容等を精査しながら、市民によりよく皆さん方のお仕事内容も広報して、来年は、ぜひ実感度調査の中身を考えていただきたいなと思っております。

以上で、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 萩原瑞子さんの質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、明日開きますのでご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 2 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 石 田 安 夫

署 名 議 員 鹿志村 清 一